

現代アメリカの経済政策論

——レーガノミックスの再検討と課題——

瀬

野

隆

目 次

- 一 はじめに
- 二 レーガン政権の経済政策
- 三 目標設定と手段選択
 - (一) 均衡財政と「グラム・ラドマン・ホーリングス法」
 - (二) 供給サイド重視と「税制改革法」
 - (三) 貿易収支均衡と「協調介入」
 - (四) 日米調整と「包括貿易・競争力法」
- 四 残された課題
- 五 おわりに

一 はじめに

レーガン政権の誕生は、大統領となつたロナルド・W・レーガンその人の性格そのものの反映であるとともに、アメリカン・ドリームに彩られたアメリカの姿でもあつた。レーガン政権が高らかに詩いあげたレーガノミックスは、「供給サイド」を重視する経済学であり、カーター政権の採用したケインズ政策の「需要サイド」の経済とまったく逆の発想と理論に基づくものであつた。減税を実施すると供給サイドを刺激して景気が回復し、かえつて税収が増えという夢のような論理には、国民の立場からは反対する人はいないであろう。問題はそれが国家の政策として可能であるかということと、減税をして税収が増大しない場合には政府はどうするか、又は税収の増加が起きるまでの期間は連邦予算をどうするかについては十分で確実な議論がなされないまま実施された。減税政策は本来、このような場合を想定して、期待通りの効果ができるまでの十分な余裕財源がある場合にのみ実施されるはずの政策であつた。しかしそれは、実施された。

均衡財政を実現しながら、失業率を引き下げるという政策が可能であれば、これに反対する国民はいないであろう。しかし、第二次世界大戦後長期にわたつて社会保障が充実し、豊かな物質生活を享受してきたアメリカにおいて、ただ、国民の自発性によつてのみ失業が単純に解消されると考えるのはどうであろうか。大幅な財政支出が景気を回復させる、つまり赤字財政による景気刺激が現代経済学の見解である。「強いアメリカ」の名の下に、国防費の増大によつて、これは、行われた。

市場の機能を可能な限り尊重し、政府の市場介入をできるだけさけようとする規制緩和政策は、国内的には資源の適正配分に効率的・効果的であっても、国際的な為替平価の在り方によつては、多くの問題が生じる。アメリカのように「双子の赤字」を持つ国は、それをうめあわせるための借り入れ資金を他国に依存する限り高いドル平価にせざるを得ず、それがアメリカ産業の国際競争力を大きく低下させる。しかし、これもまた、実施された。

レーガン政権の主張するところのサプライ・サイド経済学が有する、このような固有の内在的矛盾は、このレーガン政権に次々と新たな政策目標の設定とそのための手段選択の必要を迫るものとなつたのである。連邦レベルでは、赤字財政の大幅かつ継続的な拡大傾向に自ら歯止めをかけるために「グラム＝ラドマン＝ホーリングス法」が制定され、企業サイドの活性化のためと国民の貯蓄増による設備投資の増加をねらった「税制改革法」、貿易収支の赤字を削減するためにはアメリカ産業の国際競争力の向上をねらった外国為替市場への「協調介入」、相手国市場の拡大を目標とする「包括貿易・競争力法」はすべて、このようなアメリカのレーガン政権による目標と手段の選択の結果であった。以下においては、これらの目標と手段の関係およびその内容について論じることにする。

二 レーガン政権の経済政策

レーガン政権が打ち出した経済政策を、一般にアメリカでは「レーガノミックス」^① Reaganomics と呼んでおり、それは「供給サイド重視」^② の経済学であった。前政権のカーター政権が「需要サイド重視」の経済学であったので、これに対するきわだつた対照を示すものであった。その論争は「ケインズ経済学の有効性」をめぐる厳しい対立の中

で行われた。とくに第一次石油危機後のスタグフレーションに悩むアメリカ経済に対し、供給分析の重要性が認識され、そのことが供給サイドの経済学を一層力づけた。⁽⁵⁾ 減税による生産意欲と活動へのインセンティブ、貨幣供給への厳しい監視と抑制（マネタリズム）、民間企業への信頼（合理的期待形成仮説）、政府の市場介入への反発（規制緩和）から生まれたレーガノミックスは、次々に新しい経済政策を打ち出した。⁽⁶⁾ レーガン政権のすべての政策的価値判断の基準の源泉はここにあった。

第一期レーガン政権が一九八一年一月二〇日に誕生した際の、カーター前政権とのアメリカ経済をめぐる論争点は次のようにして終息させるか、第三に労働生産性向上のテンポが著しい低下を示しているが、これをどのようにして改善するか、そして第四にアメリカ産業の国際競争力の低下をどうやって逆転させることができるかという点であった。連邦財政の赤字は一九五四年から六五年には対GNP比でわずかに〇・六%であったものが、六六年から七三年には二倍の一・二%となり、七四年から七七年には四倍強の二・六%に増大し、七八年から八〇年には三倍近くに減少はしたが、なお一・九%にのぼっていた。またインフレーションは消費者物価からみると、一九五四年から六五年に一・四%であったものが、六六年から七三年には四・四%と三倍に上昇し、さらに七四年から七七年には八・一%と六倍弱にはねあがり、七八年から八〇年にはなんと六・五%、七倍弱に高騰していた。さらに労働生産性の向上の割合についてみると、一九五四年から六五年には二・三%であったものが、六六年から七三年には二・二%と減少し、七四年から七七年にはその約半分弱の一・二%に、そして七八年から八〇年にはついにマイナス〇・五%と約五分の一弱に落ち込んでしまった。このようなインフレの昂進と生産性向上のテンポの鈍化によって、アメリカ産業の国際

競争力の低下が顕著にあらわれはじめ、共産圏を除く、世界輸出総額に占めるアメリカの輸出の割合が、第二次世界大戦直後の一九五〇年の二一%から、七〇年には一五%へ、七九年には約半分の一ニ%に下落した。こうして、一九五四年から六五年には二九億ドルという大幅黒字を出して、いたアメリカの経常収支は、六六年から七三年には四億ドルと七分の一強の黒字の減少となり、七四年から七七年には三七億ドルの黒字に回復したけれども、七八年から八〇年には再び三三億ドルの赤字という状況に陥っていたのである。⁽⁷⁾ 大統領選においてレーガンはこのような状況にアメリカ経済を追い込んだ責任は民主党のカーター政権の実施した行き過ぎた福祉政策、政府機構の肥大化、これらを支えるための増税と大幅な財政赤字政策にあると批判した。

「小さな政府」Small Governmentあるいは「安価な政府」Cheap Governmentを実現することが、レーガン政権の「新連邦主義」にみられる経済政策のスローガンとなつた。「小さな政府」を実現するための最大の指標は政府予算の規模であつて、財政赤字は政府の肥大化を示す最も明確な数値である。その対策はまず均衡予算の実現であつた。この財政赤字の削減の対象となつたのが社会福祉関係予算である。さらに供給サイド、つまり民間活力の再活性化のために、生産意欲の喚起が必要であつて、過大な累進課税や複雑な租税制度は政府の収入増のためには好ましいとしても、決して生産（供給増大）のためには妥当なものではなかつた。古典的なJ・B・セイの供給重視の経済学の再構築のために、まず採用されたのが減税による生産へのインセンティブと肥大した政府の規模縮小効果の理論であつた。減税の効果については、A・B・ラッファーによつて当初主張されたもので、横軸に税率、縦軸に税収をとるとある点までは税率と税収とは比例関係を保つが、ある限界を超えると逆比例的関係になるというラッファー曲線を示し、アメリカはすでにこの逆比例関係の領域に入つており、このような状況下で採るべき政策は減税による税制の

見直しによって、かえつて生産意欲が向上し、その結果税収が増大するというものであった。政府の市場への介入を縮小させようとする考え方は、マネタリズムのサイドからも主張されており、その代表的学者としてM・フリードマンを挙げることができる。彼は政府の行う経済政策として、貨幣金融政策の重要性を主張し、それ以外の必要性の疑わしいか又は必要性のない政策はすぐやめるべきであるという。そして採用すべき政策は経済成長率に見合った率に通貨発行量を抑制し、その他は市場の機能にまかせるべきであるとした。当時のアメリカにおける異常なインフレ状態は無節度な連邦準備銀行の金融拡張政策にその原因があるとするのである。さらにラショナリズムからの政府の市場介入への批判がある。その理論は、合理的期待形成仮説によるもので、政府によらなくとも、個人や民間企業でも、合理的・具体的・客観的なデータを組み合わせれば将来の経済予測はかなり正確にできるから、政府の市場介入政策は民間でもほぼ適格に予測され、それが結果としてインフレ・マインドを形成したり、その効果を著しく低下させて⑧いるとするものである。市場経済システムへの高い信頼がその根底にあつたのである。

こうした政策観念の下に、スタート時点においては典型的な形で減税をもとめた税制改革、均衡財政を目標とした財政改革、貿易収支の改善を進める変動相場制度の採用によるドル安政策、民間部門の活性化をめざした規制緩和政策が具体的に実施された。以下の論述において、このような具体的な政策の内容とその実施、およびその効果についてのべ、さらに残された課題にも触ることにする。それは、レーガン政権の求めた供給サイド経済学の理論と政策が、現実のアメリカ経済の中でどのようにして実施され、その効果がどの程度認識され、その目標がどの分野で達成され、また実現されなかつたかについての、八年間の実績への再検討なのである。

II　目標設定と手段選択

(一) 均衡財政と「グラム＝ラドマン＝ホーリングス法」

レーガンは一九八一年二月一日、「経済再建計画」American New Beginning: A Program for Economic Recoveryを発表したが、その柱となつた財政政策は次のようなものであった。すなわち、第一に歳入面では、大幅減税により投資・労働意欲を喚起し、国際競争力を回復せるとともに、この所得の増大を通して增收を図る、第二に歳出面では、国防費の増額によって対ソ軍事バランスを回復せるとともに、この所得の増大を通して增收を図る、第三にその他の歳出については極力抑制ないし削減し、行政の肥大化と過度の福祉国家化による「大きな政府」への移行の傾向を回避する、というものであった。それらは、衰退はじめたアメリカ経済へのインセンティブでもあった。

しかし連邦財政の財政収支(対GNP比率)は、図表1にみられるように、当初の目標と逆行する一貫した赤字で、第一期目で五・二%、第二期目でも三・九%の大幅赤字を計上していた。^⑨こうした急増する赤字を抑制するために生まれた「グラム＝ラドマン＝ホーリングス法」Gramm-Rudman-Hollings Actは「財政収支均衡法」^⑩であつて、一九八六年の予算審議過程において国債発行限度引き上げ法案の修正条項として、八五年九月二十五日に提案されたもので、同年一二月一二日に成立した。この時の法律は「旧法」と呼ばれ、八六年度から九一年度までの間の財政赤字目標額を設け、九一年度に財政収支を均衡させようというねらいがあつた。赤字が目標額を超える場合には強制的に自動歳出削減手続が発動される。年度別の連邦財政収支赤字額は図表3の通りである。自動削減手続は、予算審議において

図表 1 連邦歳出入の推移

(億ドル、%)

	ジョンソン 64~69年	ニクソン 70~74年	フォード 75~77年	カーター 78~81年	I 期 82~85年	II 期 86~88年	82年	83年	84年	85年	86年	87年	88年	89年
歳 入 (増加率 <年率>)	1,415 (9.8)	2,163 (7.1)	3,109 (10.5)	4,948 (13.9)	6,547 (5.2)	8,441 (7.4)	6,178 (3.1)	6,006 (△ 2.8)	6,665 (11.0)	7,341 (10.1)	7,691 (4.8)	8,541 (11.1)	9,090 (6.4)	9,907 (9.0)
歳 出 (増加率 <年率>)	1,484 (8.7)	2,303 (8.0)	3,711 (15.0)	5,578 (13.5)	8,380 (8.7)	10,194 (4.0)	7,457 (10.0)	8,083 (8.4)	8,518 (5.4)	9,463 (11.1)	9,903 (4.6)	10,038 (1.4)	10,641 (6.0)	11,426 (1.1)
財政収支 (GNP 比 率)	△ 69 (△ 0.9)	△ 141 (△ 1.2)	△ 602 (△ 3.5)	△ 630 (△ 2.4)	△1,833 (△ 5.2)	△1,753 (△ 3.9)	△1,279 (△ 4.1)	△2,078 (△ 6.3)	△1,853 (△ 5.0)	△2,123 (△ 5.4)	△2,212 (△ 5.3)	△1,497 (△ 3.4)	△1,551 (△ 3.2)	△1,520 (△ 1.0)

 出所：Office of Management and Budget, *Budget of the United States Government for Fiscal Year 1989, Historical Tables*

図表 2 連邦歳出入の対名目 GNP 比率

(%)

政権担当者	ジョンソン 64~69年	ニクソン 70~74年	フォード 75~77年	カーター 78~81年	レーガン							
					1期				2期			
財政年度	64~69年	70~74年	75~77年	78~81年	82~85年	82年	83年	84年	85年	86年	87年	88年
歳 入	18.3	18.4	18.1	19.2	18.6(△0.6)	19.7	18.1	18.1	18.6	18.3	19.4	19.0
歳 出	19.2	19.6	21.6	21.6	23.8(2.2)	23.8	24.3	23.1	24.0	23.6	22.8	22.3
国防費	8.6	6.8	5.3	5.0	6.2(1.2)	5.9	6.3	6.2	6.4	6.5	6.4	6.1
物的投資関係	1.7	1.7	2.2	2.4	1.7(△0.7)	2.0	1.7	1.6	1.4	1.4	1.2	1.4
人的投資関係	1.4	1.3	1.3	1.4	1.0(△0.4)	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9
移転的支出	6.2	8.3	10.8	10.7	12.0(1.3)	12.0	12.7	11.3	11.9	11.5	11.3	10.8
農業関係	0.5	0.4	0.2	0.4	0.6(0.2)	0.5	0.7	0.4	0.6	0.8	0.6	0.4
拠出給付	4.2	5.8	7.6	7.6	8.6(1.0)	8.7	9.2	8.3	8.3	8.2	8.2	n.a.
うち 医療給付	0.3	0.7	1.0	1.2	1.7(0.5)	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	n.a.
非拠出給付	1.3	2.1	2.7	2.6	2.6(0.0)	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5	n.a.
うち 医療給付	0.1	0.3	0.5	0.5	0.5(0.0)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	n.a.
利 払 い	1.3	1.4	1.5	1.9	2.9(1.0)	2.7	2.7	3.0	3.3	3.2	3.1	3.2
そ の 他	0.1	0.0	0.4	0.3	0.0(△0.3)	0.1	△0.2	0.0	0.0	0.0	△0.2	△0.1
財政収支	△0.9	△1.2	△3.5	△2.4	△5.2(△2.8)	△1.1	△6.3	△5.0	△5.4	△5.3	△3.4	△3.2

(注) ()内はカーター政権からレーガン政権第1期目への変化幅。

出所：op. cit. Office of Management and Budget.

図表 3 連邦財政収支赤字の目標額 (単位: 億ドル)

年 度	86	87	88	89	90	91
赤字目標額	1,719	1,440	1,080	720	360	0

出所：大蔵省大臣官房調査企画課編『調査月報』第76巻第12号、1ページ。

て議会と大統領が赤字を目標額以内に収める予算案で合意に達しなかった場合に発動されるもので、図表4のようにして行われる。八七年から九〇年度は赤字見通しが目標額を一〇〇億ドル超えた場合に発動される。自動削減の対象は削減所要額の二分の一は国防費から、残りの二分の一はその他の歳出項目より削減される。自動削減の例外としては、社会保障年金・医療扶助費等がある。老人医療保険については削減限度を設け、八六年度は一%、八七年度以降は二%である。また物価スライドを認める経費は物価スライドの範囲内で削減する。しかしそのような経済不況時には自動削減は適用されない。つまり、行政管理予算局(OMB)又は議会予算局(CBO)の経済見通しで実質GNP成長率が六つの四半期の内二つの四半期で連續のマイナスが見込まれるとき、および商務省発表の実質GNP成長率実績で二つの四半期で連續して一%未満のときである。

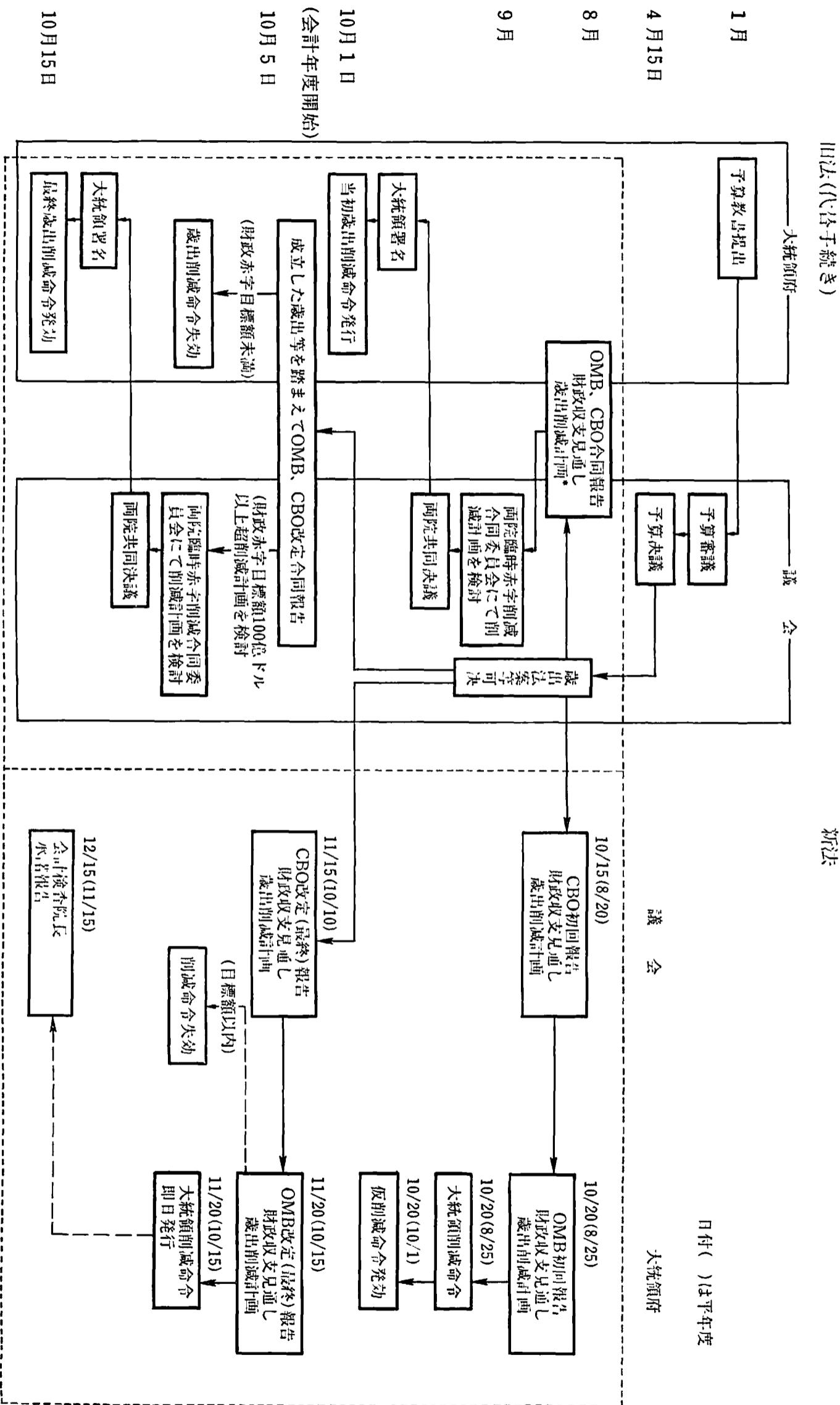
歳出削減命令発効プロセスは次のようである。OMBとCBOは、財政収支見通しとそれに基づく所要削減計画を会計検査院(GAO)に対し、共同報告する。GAOは必要に応じてこれに修正を加えて大統領に報告する。大統領がGAO報告に即し歳出削減命令を発動することにより発効する。このプロセスは当初報告(八月)と、八月から一〇月における予算審議の進展による見通しの修正を織り込んだ最終報告というように二回行われる。

しかし、GAOの大統領報告について、八六年七月七日、連邦最高裁は違憲であると判断を下した。それは、大統領の歳出削減命令はGAO報告に拘束されているが、GAO院長の罷免権は

既定アーマーの歳出削減手続（概要）

104

図表4 グラム＝ラドマン＝ホーリングス法の歳出削減手続



図表 5 財政収支見通し（87年1月）（単位：億ドル）

年 度		1987	1988	1989	1990	1991	1992
予算教書	現行制度ベース	▲ 1,745	▲ 1,501	▲ 1,469	▲ 1,257	▲ 1,012	▲ 783
	予算案	▲ 1,732	▲ 1,078	▲ 928	595	213	123
C B O	現行制度ベース	▲ 1,745	▲ 1,692	▲ 1,622	▲ 1,338	▲ 1,092	▲ 848

出所：大蔵省、前掲書、3ページ。

図表 6 新グラム＝ラドマン＝ホリングス法の財政収支赤字目標額

（単位：億ドル）

年 度	88	89	90	91	92	93
旧目標	▲ 1,080	▲ 720	▲ 360	0	—	—
新目標	▲ 1,440	▲ 1,360	▲ 1,000	▲ 640	▲ 280	0

89—92年度は100億ドルまでの超過が認められる。

出所：大蔵省、前掲書、5ページ。

議会が有しており、従つて議会に對してのみ責任を有する GAO に行政に属する歳出削減命令権限を付与することは、三権分立を規定した憲法に違反するというものであった。この判決は GAO から大統領への報告手続についてのみ違憲ということであつたため、これに代わつて、新たにOMBとCBOの共同報告は両院財政赤字削減合同委員会の協議の上で、両院で採択されて大統領に報告されるという手続がとられることになった。しかし、一九八七年初めに発表された八八年度予算教書によると、現行制度ベースによる八八年度以降の財政赤字見通しは、図表5のように、このグラム＝ラドマン＝ホーリングス法の目標額を大きく上回るものであった。これに対して、CBO暫定年次報告（7／4）やエコノミストたちは、八八年財政赤字が一層悪化するとの見通しを示し、グラム＝ラドマン＝ホーリングス法の目標額が実情に合わないのではないかという見方を出した。上院・下院で検討を繰り返した結果、同年九月二九日に「新グラム＝ラドマン＝ホーリングス法」が成立した。そ

図表7 88年度財政収支見通しの推移

	大統領予算 教書(87.1.5) 現行政策ベース 歳出 歳入 財政収支 ▲ 1,501	CBO見通し (1.23) OMBベース CBOベース CBO(8.17) OMB(8.19)	予算決議(6.24)		年次レビュー		GR法共同報告(8.20)		新GR法初回報告	
			CBO	OMB	CBO	OMB	CBO(10.15)	OMB(10.20)		
赤字削減策等 歳出削減 187 民営化等 163 歳入幅 61 利払費減 13	424	増税抜き 368.5(159)	381	368.5 (予算決議による)	歳出 歳入 財政収支 ・GR法目標を454超過、同 額要削減	10,534 9,000 ▲1,534 —律削減率 8.7%	国防費削減 227 12.9% 10,533 10.430	国防費削減額 115 10.4% 8,970 9,030	国防費削減 115 10.5% 115	
予算ベース 歳出 歳入 財政収支 ▲ 1,078	10,243 9,166 ▲ 1,078	10,408 9,328 ▲ 1,080	10,323 9,090 ▲ 1,339	10,640 9,180 ▲ 1,233	削減 計画 —一律削減率 19.0%	10,533 8,970 ▲ 1,563 ▲ 1,400	10,430 9,030 1,400			
参考	増税を受け入れない場合 歳出 歳入 財政収支 ▲1,289.5	(経済見通し) 実質GNP CPI-W 10年国債金利 3.1 3.0 6.7	(1月見通し) (を使用) 3.5 3.6 7.2	(1月見通し) (を使用) 3.0 4.3 7.2	・金利・物価上昇等により歳出+80 ・景気純化等により歳入▲75	・GR法の目標額等見直した 新GR法成立	・新GR法で赤字目標(▲1,440) にかかわらず230億ドルの赤字 削減を義務つけ			
		87CY 88CY 87CY 88CY	87CY 2.6 3.6 8.0	88CY 3.3 4.4 7.6	88CY 2.6 3.8 8.1	88FY 2.7 5.2 8.5	88FY 2.8 5.1 8.5	(8月見通し) (を使用) 3.2 4.5 7.8	(8月見通し) (を使用)	

出所：大蔵省、前掲書、10ページ。

の内容は図表6のように、財政赤字目標の引き上げと均衡年度の先送り、自動歳出削減手続の再導入が、その主なものであった。この間の推移と八八年度財政收支見通しは、図表7の通りである。收支均衡達成年度が当初の九一年度から九三年度に先送りされるとともに、八八年度と八九年度の目標額は緩やかなものとなっている。

「ボトル・アップ型」から「トップ・ダウン型」の予算編成方式に移行して均衡財政をめざした「グラム＝ラドマン＝ホーリングス法」ではあるが、均衡財政の実現には極めて困難な実情にある。ただ、この「グラム＝ラドマン＝ホーリングス法」の審議および成立を契機として、財政赤字問題の重要性が広く認識されるようになり、その後の予算審議に大きな影響を与えたといつてもよいであろう。当法の成立後の予算審議動向を振り返ってみると次のような特徴をあげることができる。「旧法」の下で審議された八六年、八七年度予算についてはともにOMB・CBOによる当初見通しが、グラム＝ラドマン＝ホーリングス法上の目標額を大幅に上回っていた。すなわち八六年度見通し二二〇五億ドルで目標額一七一九億ドルとの差、四八〇億ドルの赤字、また八七年度では同一六三四億ドルで目標額一四四〇億ドルとの差、一九四億ドルの赤字幅があつたために、所要の削減額には及ばなかつたが議会側で自主的に歳出をカットする赤字削減策（それぞれ一一七億ドル）を捻出したことがある。「新グラム＝ラドマン＝ホーリングス法」の成立をうけて審議された八八年度・八九年度予算については、財政收支改善の遅れが八七年一〇月一九日のいわゆる「ブラック・マンデー」といわれる株価急落の原因の一つとなつたために、赤字削減策について議会と政府との間で異例の協議がなされた。両者の合意をうけて成立した八七年財政調整法においては、歳出面では国防費・非国防費に上限を設ける一方で、歳入面においても減税予定の繰り延べ等の措置をとることで、八八年度三三六億ドル、八九年度三五六億ドルの赤字削減が実現されることになった。このことによつて、八八年度には一五五一億ドルとほぼ前

年並みの赤字にとどまつたほか、八九年度予算でも異例の速さで審議が進められ、自動歳出カットがなくとも目標額が達成されるとみられたが、実績は一五二〇億ドルの赤字となつた。

レーガン政権八年間の国防費が累積総額の三兆五四四四億ドル（四六〇兆七七一〇億円）、GNPに対する年平均六・二六%の財政支出はこの間のGNPの成長率の一・四%を二倍強超過する平時の国防費としては確かに巨額である。

（二）供給サイド重視と「税制改革法」

減税政策はレーガン政権が誕生する前から、選挙戦におけるスローガンの一つであり、また対内経済政策として、まず最初の政策目標となつた。そのため、レーガン政権は主として二つの租税法案を具体化したが、それは、一九八一年の「経済再建税法」Economic Recovery Tax Act (ERTA) と一九八二年の「税の公正と財政責任法」Tax Equity and Fiscal Responsibility Tax Act (TEFRA) であった。前者は特に個人税中心の大幅減税、後者は法人税中心の設備投資減税・償却を寛大に容認をした企業減税であった。「経済再建税法」では、総額およそ七八八億ドルの減税が以後五年間に亘つて実施されるもので、所得税の最高税率を七〇%から五〇%に引き下げたのをはじめ、大幅な減税を行つたのである。⁽¹¹⁾しかし翌年の「税の公正と財政責任法」では、全体としてみると、平時では史上最大規模の増税であった。さらに、関係条文の長さに関する限りでは、一九五四年の現行の内国歳入法典制定以来最大であった「一九八四年租税改正法」でも増税が織り込まれていた。

一九八四年の年頭の一般教書で、レーガン大統領は歴史的税制改革の意図を表明した。これを受ける形でリーガン

米財務長官は一九八四年一一月一一七日⁽¹²⁾に約七〇年ぶりとされる連邦税制の抜本的改革案「公平・簡素、および経済成長のための税制改革」 Tax Reform For Fairness, Simplicity, And Economic Growth を発表した。これによれば、一九八六年から、①所得税は最高税率を現行の五〇%から三五%に引き下げる、所得の多寡による税率区分も現行の最高一五段階から三五%、二五%、一五%の三段階に減らす、②所得税の基礎控除額はほぼ二倍に底上げする、③法人税率は現行の最高四六%を一律三三%に下げる、④所得税の共働き控除や法人税の投資税額控除を廃止するなど、特別控除措置を改廃するというものであった。この案をもとにして、八五年五月にこれを具体化した「政府案」が議会に提出され、八五年一二月に「下院案」が採択され、八六年六月「上院案」が採択されてから、同八月に両院協議会で「両院協議案」が合意され、九月末にこの「最終案」が上下両院を通過、一〇月一一日に図表8のように正式の法律として、大統領の署名を得て発効し、八七年一月一日から実施された。これらの各案については比較のために一覧表にしてまとめてみたが、これによつて、各セクションにおいて、どこが争点になつていていたかをおおよそ知ることが⁽¹³⁾できる。

この減税政策の主要な政策目標の一つとして、「単一税率方式」 Flat Tax があつた。つまり、税率構造の一率化であるが、個人所得税関係では現行が一五段階で一一～五〇%まで（ゼロ税率を含めて）あつたものが、「財務省案」では、一五・二五・三五%の三段階に、「両院案」では、一五と二八%の二段階に決定されたことは評価されてよいであろう。⁽¹⁴⁾減税も、個人所得税関係で、最高税率は現行の五〇%から二八%に大幅に行われ、法人・企業税関係でも現行の四六%から三四%に、それぞれ最終案（両院案）では引き下げられた。それとともに、課税最低限の引き上げ、長期キャピタル・ゲインも、個人所得税関係では通常の所得として課税されることになった。

図表 8 税制の新旧比較

(1)

		現 行 制 度	新 税 制
個 人 所 得 税 関 連	個人所得税率	14~15区分(11~50%)	2区分(15、28%) <87/3/15日から実施>
	人的控除額*	1,080ドル	1,900ドル(87年) 1,950ドル(88年) 2,000ドル(89年以降) 高所得者には適用せず(88年から実施)
	(本人、配偶者、扶養家族、 老年者<65歳以上>、盲人 の各項目に該当するごとに)		老年者、盲人に対する控除は廃止
	課税最低所得(概算控除額)*		
	・単独申告	2,480ドル	3,000ドル
	・夫婦合算申告	3,670ドル	5,000ドル 88年から実施
	・世帯主申告	2,480ドル	4,400ドル
	所得控除	実 施	老年者、盲人については750ドル(夫婦合算申告の場合600ドル)加算
	・共稼ぎ控除	全額が控除対象	廃 止
	・住宅ローン利子		「主たる住宅」と「セカンド・ハウス」に係る金利のみ控除対象 <91年までに段階的に実施>
	・その他支払利子 (消費者ローン、オートローンなど)	全額控除 ただし、投資目的で保有する資産に係る借入金利子については10,000ドル+資産運用収益か上限	投資目的で保有する資産に係る借入金利子に限り、資産運用収益の範囲内で控除(消費者ローン金利等の控除は認めない) <91年までに段階的に実施>
	・州・地方税	控除対象	所得税、不動産税、財産税は控除対象、売上税の控除は廃止
	・キャピタル・ゲイン	60%所得控除 (最高税率20%<所得税50%×0.4>)	所得控除を廃止 (一般の個人所得税率を適用、最高税率28%)
	・慈善のための寄付金	全額控除	項目別控除を行う者 全額控除 項目別控除を行わない者 控除対象とせず
	・医療費控除	所得の5%を超える部分	所得の7.5%を超える部分
	・個人退職年金勘定(IRA) への拠出金	本人分 2,000ドルまで控除 配偶者分 250ドルまで控除	本人分 2,000ドルまで控除 配偶者分 250ドルまで控除 ただし、企業年金に加入している中高所得者には適用せず 7,000ドルまで控除
	・企業年金への拠出金	30,000ドルまで控除	

*印はインフレ調整(前年8月に終わる12か月間のCPI平均の前年比上昇率による)を実施

出所：日本銀行調査統計局編『調査月報』昭和61年10月号、80~81ページ。

		現 行 制 度	新 稅 制
個人所得税関連	税額控除 ・子女等養育費	税額控除(養育費の20%、ただし子女等1人の場合最高720ドル、2人以上の場合最高1,440ドル)	現行制度に同じ
	フリンジベネフィット ・健康保険料の雇用主負担分	非課税	非課税(自営業者についても89年末まで25%分を非課税)
	失業補償給付	単身者で12,000ドル(夫婦合算申告で18,000ドル)以上は課税	全面的に課税
	法人税率 (最高税率、適用域)	5区分(15、18、30、40、46%) (46%、所得10万ドル超の部分)	3区分(15、25、34%) (34%、所得7.5万ドル超の部分) <87/7月から実施>
	企業関連	減価償却制度 機械、設備等 加速度償却制度 ・資産を4分類、償却期間3~15年 ・150%定率法を採用	機械、設備等 加速性を若干緩和 ・資産を6分類、償却期間3~20年 ・150%定率法または200%定率法を採用
		不動産 加速度償却制度 ・資産を2分類、償却期間15~19年 ・主に150%定率法を採用	不動産 加速性を著しく緩和 ・資産を2分類、償却期間27.5~31.5年 ・定額法を採用
		投資税額控除 設備投資額の6~10% 〔研究開発投資については25% (85年末失効)〕	廃止(86/1月に遡及) 〔研究開発投資については20% (88年末まで3年延長)〕
		支払配当 全面課税(ただし、個人所得税で受取配当につき100ドルの所得控除を実施)	全面課税(個人所得税の配当控除も廃止)
		受取配当 貸倒引当金の控除 〔銀行に対する特例〕	80%益金不算入 廃止 〔総資産5億ドル以上の銀行については原則廃止〕
		〔貯蓄貸付組合に対する特例〕	〔課税対象所得の8%まで貸倒引当金とすることが可能〕
		石油産業に対する特例 ・減価償却の特例 ・掘削費の損金計上	減損比率法を認める 実施
		交際費の所得控除	全額控除
ミニマム・タックス		個人20%、法人15%	個人21%、法人20%

図表 9 税制改革による各年度毎の税収増減（△）額（現行比）
 <議会財政委員会試算> (単位：億ドル)

年 度	87	88	89	90	91	87～91計
個 人 所 得 税	△ 140	△ 410	△ 379	△ 156	△ 135	△1,219
税 率 引 下 げ	△ 169	△ 568	△ 537	△ 390	△ 406	△2,071
人 的 控 除 引 上 げ	△ 134	△ 263	△ 265	△ 277	△ 289	△1,228
課 稅 最 低 所 得 引 上 げ	△ 11	△ 62	△ 83	△ 89	△ 95	△ 339
共 稼 ぎ 控 除 廃 止	14	60	62	66	70	271
利 子 控 除 の 縮 小	6	45	63	84	96	294
売 上 税 控 除 の 廃 止	7	49	44	47	49	196
医 療 費 控 除 の 縮 小	2	12	11	13	14	53
I R A 控 除 の 縮 小	17	50	52	57	62	238
失 業 補 償 へ の 課 税	2	8	7	7	7	32
受 取 配 当 控 除 の 廃 止	2	6	6	6	6	26
減 価 償 却 の 変 更	△ 5	△ 6	5	20	33	47
投 資 税 額 控 除 の 廃 止	39	39	47	57	61	242
交 際 費 控 除 の 制 限	5	9	11	13	14	53
ミニマム・タックスの引上げ	8	39	23	9	3	82
法 人 税	252	239	225	234	252	1,203
税 率 引 下 げ	△ 67	△ 201	△ 275	△ 300	△ 324	△1,167
減 価 償 却 の 変 更	△ 33	△ 28	2	44	92	77
投 資 税 額 控 除 の 廃 止	188	210	251	256	281	1,187
研 究 開 発 投 資 の 特 例	△ 13	△ 11	△ 8	△ 4	△ 3	△ 39
貸 倒 引 当 金	一般企業	12	18	17	18	74
控 除 の 廃 止 等	金融機関	6	11	12	14	50
交 際 費 控 除 の 制 限		7	11	13	15	62
ミニマム・タックスの引上げ		31	54	51	45	222
そ の 他 と も 計	114	△ 167	△ 151	81	120	△ 3

出所：日本銀行調査統計局編、前掲書、79ページ。

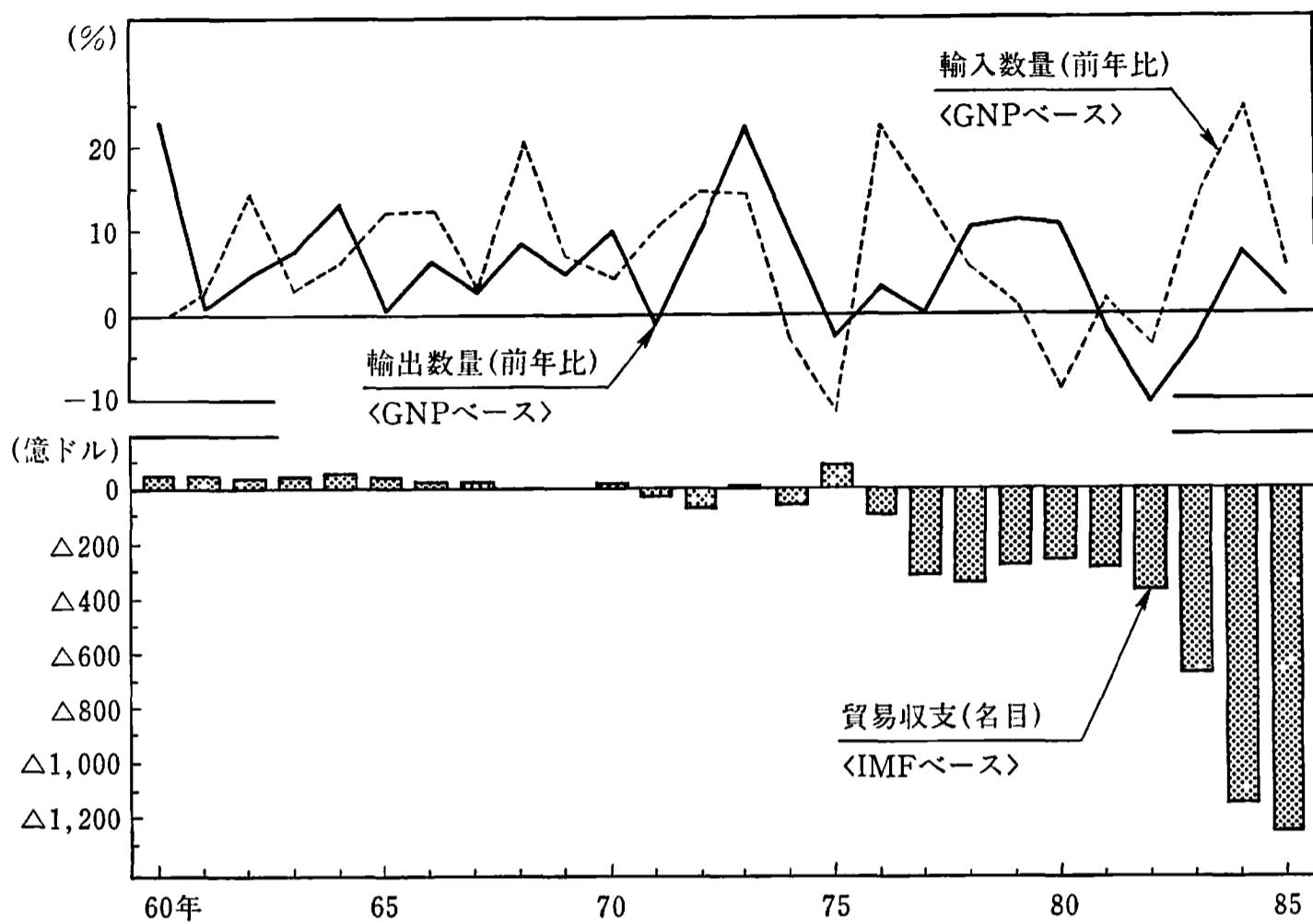
この税制改革案は、①税制による市場経済への「経済中立性」の確保、②広い課税ベースをめざした「税率の引き下げ」、③現行税制による税収と同額の税収を前提とした「歳入の中立性」、④課税ベースの包括的定義による「同額所得者に対する等しい課税」、⑤「貧困家庭の税の免除」、⑥「所得階層間の公平」、⑦「簡素」な税制、⑧「公平感」、⑨物価修正による「耐インフレーション税法」、⑩事業型態によつて課税に大きな格差をもたらさない「中立性」、⑪「経済成長」を配慮した税制、⑫公平と中立を求めて簡素化と「トレード・オフの関係」が残ることを容認、⑬「公平で秩序ある経過措置」をその特徴とするものであった。これによつてもたらされる効果は図表9の通りである。

この試算が示すように、一九八七年から九一年の間の個人所得税の一三一九億ドルは、ほとんどそのまま法人税の同期間の増収、一一〇三億ドルで補完されるという意味で、歳入において、中立的である。しかし、個人所得税の税率引き下げ分の一〇七一億ドル、法人税の税率引き下げ分の一六七億ドルは大幅な減税となつていて、^⑯そして、この期間の最終的な税収の増減は試算上は、三億ドルの減収にとどまるとしている。^⑮

(三) 貿易収支均衡と「協調介入」

アメリカの貿易収支は一九七〇年代以降、赤字の拡大が定着してきており、特に八〇年代に入ると年間一〇〇〇億ドルを上回る巨額の赤字を計上するようになつた。この傾向は八五年に至つて、IMFベースで一二四四億ドルの貿易収支赤字を示した。図表10をみると、この間の動向が明確であるが、輸出数量が八〇年代に入り減少を示し、それは八一年から八五年の平均伸び率(GNPベース年率)が一・六%の減少を示す一方で、輸入数量が同期間で七・一%と急増し、これが赤字拡大のテンポを大きく加速させていることがわかる。八三年から八四年に限定すると、アメ

図表10 米国の貿易収支と輸出入数量の推移

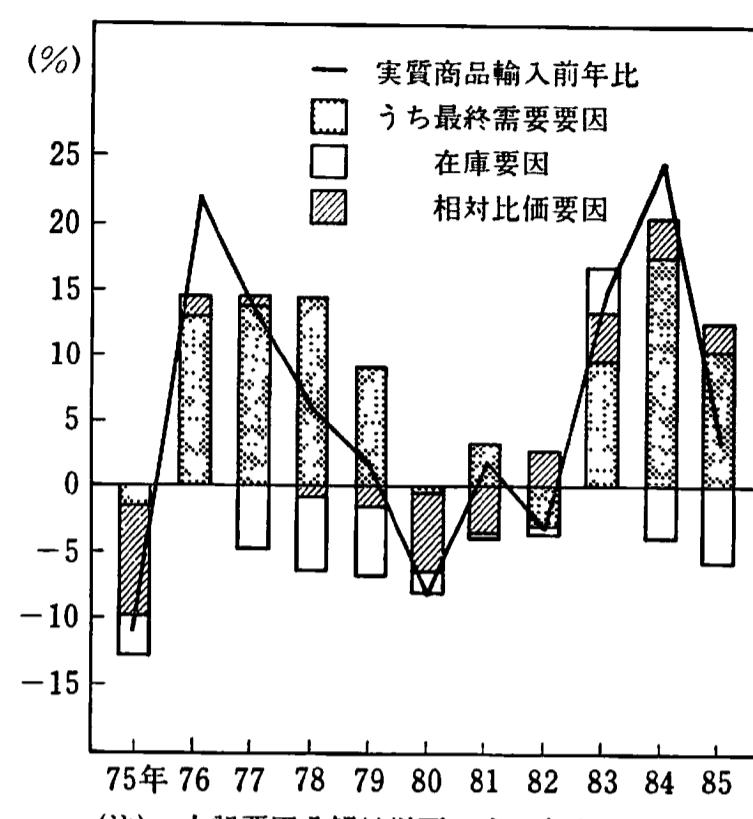


出所：日本銀行調査統計局編、前掲書、昭和61年8月号、3ページ。

リカの拡張的な財政政策と金融引締政策によって、大幅なドル高が進行するとともに、アメリカの国内需要が国外の需要を大きく上回る高い成長を示している。このよう アメリカのマクロ的要因の大幅な変化が赤字の拡大を加速したことは確実である。この傾向は長期的にみても、赤字の趨勢的拡大基調は変わらず、このことからアメリカ経済の輸出入体質あるいは貿易構造にかなりの赤字要因が内在しているとみることができる。これらの傾向について、輸入と輸出について検討すると次のようにみることができる。

まず輸入については、輸入関数を使って輸入数量の増加をみると、図表11のような要因によつて生じたといえ る。一九八三年から八五年にかけて大幅な輸入増加の要因が、最終需要ないしは在庫要因にあるが、相対比価要因がドル高を反映してプラス（輸入増加）方向で作用してはいても、前者の景気要因に比較すれば相対的にその寄与度は小さいことがわかる。このことは、輸入の所得

図表11 輸入関数による要因分解



(注) 上記要因分解は以下の式による。

$$\begin{aligned} \ln \text{実質商品輸入} = & -8.01 + 2.73 \times \ln \text{最終需要} \\ & (15.0) (11.7) \\ & -0.44 \times \ln \sum_{t=0}^5 \text{輸入デフレータ} \\ & (5.1) \\ & -1.05 \times \ln \text{前期末在庫残高} \\ & (3.4) \\ \text{計測期間: } & 74/2 \text{期} \sim 85/4 \text{期} \\ R^2 = & 0.9528 \quad D.W. = 1.12 \end{aligned}$$

〈米国、日本の輸入の所得・価格弹性値〉

	米 国	日 本	
		製 品	原 料 品
所 得 弹 性 值	1.7	1.7	1.0
価 格 弹 性 値	-0.4	-0.9	-0.1

出所：日本銀行編、前掲書、5ページ。

図表12 米国および米国を除くOECD加盟国の内需伸び率

(前年比：%)

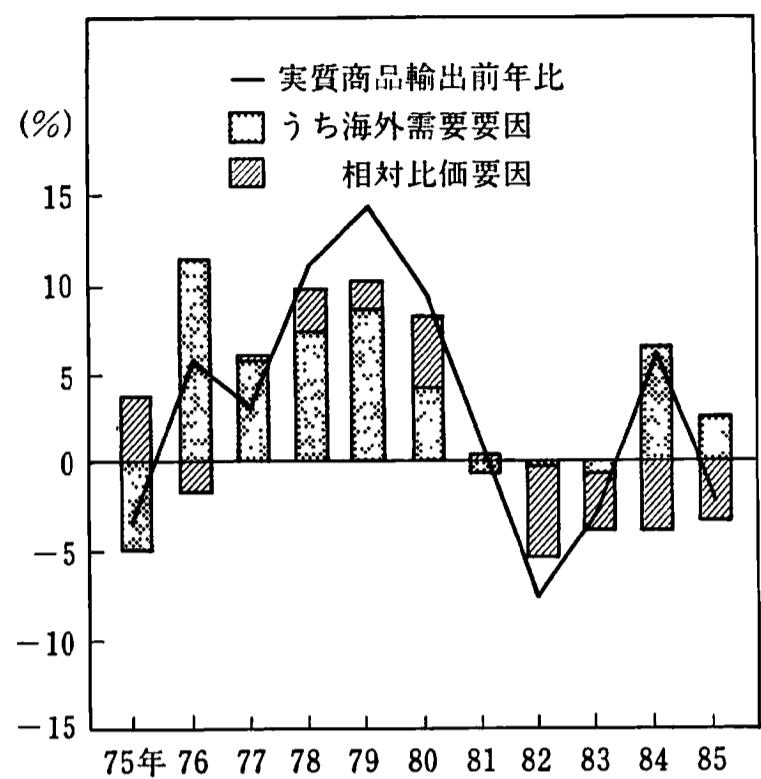
	81 年	82 年	83 年	84 年	85 年	81～85 年平均
米 国	1.5	△ 0.4	4.4	6.4	4.5	3.3
OECD (除く米国)	0.6	0.8	1.4	2.6	2.9	1.7

出所：日本銀行編、前掲書、4ページ。

弾性値が一・七と価格弹性値〇・四に比較して高いえに、この間にアメリカ経済はほぼ順調に成長していたために、景気要因の寄与度が支配的であったといえよう。この所得弹性値が一を超えているということは、経済成長の過程で成長率を上回る輸入の増加が生じ、長期的には実質輸入依存度が上昇していくことを意味しているから、アメリカの経済は「輸入が増え易い」体质を持っているといえる。日本と比較すると製品輸入ではアメリカと同様の一・七と高いが、ウエイトの高い原材料品では一・〇に過ぎない。

次に輸出関数からみたアメリカの輸出の特徴は次のようである。図表13において明らかなように、一九八〇年代に

図表13 輸出関数による要因分解



(注) 上記要因分解は以下の式による。

$$\ln \text{実質商品輸出} = -3.56 \quad (9.8)$$

$$+ 1.21 \times \ln \sum_0^1 \text{実質世界輸入} \quad (28.3)$$

$$- 0.61 \times \ln \sum_0^5 \frac{\text{輸出デフレータ}}{\text{世界輸入価格}} \quad (8.9)$$

計測期間：75/1期～85/3期

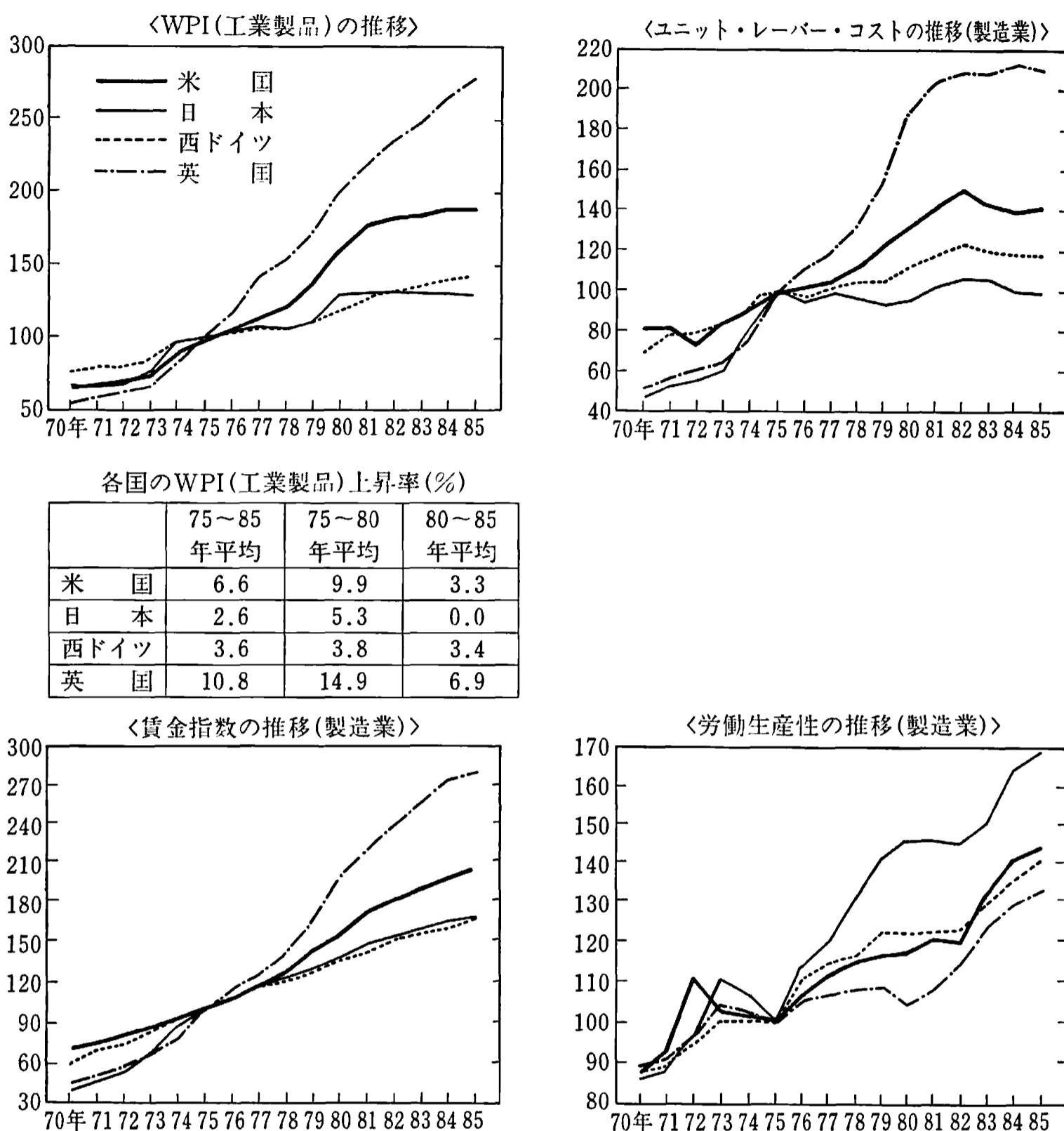
 $R^2 = 0.9556$ D.W. = 0.85

出所：日本銀行編、前掲書、7ページ。図表14も同じ。

入ってからのアメリカの輸出の沈滞は、海外需要要因がほとんどプラスに寄与していないが、他方で相対比価要因が大きくマイナスに働いている。需要面からみると、実質世界輸入（除くアメリカ）にかかるパラメータは一・二とかなりの水準にあるが、この間の実質世界輸入（除くアメリカ）自体の伸び率が年率〇・七五%と、過去一〇年間の平均三・九%と比べて極めて低い伸び率にとどまっていたことが、需要要因の寄与を低めている。相対比価要因では、輸出の価格弹性値は〇・六と輸入の価格弹性値よりもかなり高い水準になつており、この点からして、八〇年代に入つてからのドル高の進行は輸入面よりも輸出面にとくに抑制的な効果を及ぼしたとみるとができる。この所得弹性値一・二は世界貿易量が増加する過程で、アメリカがトレンドとしてシェアを高めてきたことを示しており、この点では、それなりの水準であり、価格弹性値の水準と合わせて考えると、主要国中でアメリカだけがきわだつて「輸出が増えにくい」体质にあるとはいきれない。

これら二つの関数による検討結果から、アメリカの輸出は、ドル高の修正や海外諸国の成長率の向上によつてそれなりの改善効果を想定しうるといえる。しかし、八〇年代に入つてからのドル高の影響によつてアメリカ企業はどのような打撃を受けているかについても検討が必要になるが、そのためには、ここ一〇年間の国際競争力関連指標の国

図表14 国際競争力関連指標 (1975年平均=100)



14のように、WPI（工業製品）の推移を主要工業間で比較すると、アメリカはイギリスほどの上昇率はないものの、日本や西ドイツと比べると極めて高い伸び率である。ただこれは七五年から八〇年ごろにかけてのもので、それ以降はほとんど拡大していない。WPIよりも一層国内コスト要因としての性格が強いユニット・レーバー・コストでは、七五年以降、日本と西ドイツではほとんど上昇していないにもかかわらず、アメリカのそれは賃金の大幅上昇を主因として八二年まで上昇し、これがアメリカと日本や西ドイツとの間の国

内コスト格差を大きく拡大した。しかし、八三年から八五年にかけては、アメリカの賃金上昇率が落着き、労働生産性が急速な上昇をみてきたために、ユニット・レーバー・コストはむしろ低下しているため、日本と西ドイツとの間の格差は少しばかり縮小する傾向を示している。労働生産性では、この動向は顕著で、日本は別としても、西ドイツと比較して大差はなく、最近の三年間に限定すると日本と同様の高い上昇率を示している。このようなトレンドが定着したものかどうかは速断できないが、原油価格の下落から期待インフレ率が低下し、これが賃金の上昇率をゆるやかにしていることから、ドル高修正にもかかわらず、この好条件は当面継続するとみてもよいであろう。

結論的にいえば、アメリカの貿易の姿は、輸出は必ずしも増えにくいとまではいえないが、輸入は増え易い体质をもつていているとみてもよい。この状況の下でアメリカはドル高是正、つまり為替レートの調整を行った。いわゆる、一九八五年九月二二日、ニューヨークのプラザ・ホテルで開催された先進五カ国蔵相会議（G5）における「プラザ合意」Plaza accord である。これによつて、ドル安誘導に各国が政策協調し、アメリカの貿易赤字の縮小という対外不均衡是正のための協調介入が合意された。これによつて、アメリカのドルの実効為替レート（IMFベース）は先進国通貨（一七カ国）のベースで八五年の第一・四半期から八七年の第三・四半期にかけて三二%低下した。ところがN I C S の四通貨を含めた二一カ国ベースでは、二六%の低下にとどまり、このような為替の相対的有利化からN I C Sからの対米輸出は増加の一途をたどっている。⁽¹⁷⁾このために、アメリカの貿易収支赤字に占める日本・E C 等のシェアが低下している中で、N I G S のシェアは逆に拡大し、八六年上期で一七%、八七年下期で二二%の増加を示した。ここで為替レート調整による貿易収支改善効果を定量的に把握するために次のような仮定をおいて検討してみることにする。つまり、前述の輸出入関数において八〇年以降の相対比価が一定であったと仮定した場合（ここでは、

図表15 米国輸出入関数を用いたシミュレーション結果(名目貿易収支の計測)
(単位: 億ドル)

	名目貿易収支 の 実 現 値		相対比価一定の 場合の変化幅	世界経済の成長による変化幅 (世界輸入量年率)			
	82年価格	82年価格 (数量効果)		3.0%	5.0%	7.0%	
81年	△ 282	△ 202	△ 98	48	33	61	90
82	△ 355	△ 355	△ 80	200	100	189	280
83	△ 654	△ 751	△ 105	371	172	331	498
84	△ 1,119	△ 1,296	△ 93	555	256	497	757
85	△ 1,223	△ 1,420	△ 96	674	347	682	1,051

(注) 1. 相対比価一定の試算では、

世界輸入価格=米国輸入デフレータ=米国輸出デフレータ
=米国GDPデフレータと仮定。

2. 世界経済の成長による変化幅は米国の最終需要を過去5年間の平均伸び率(年率3.0%)で固定したあと、世界輸入量(除く米国)の伸び率を上記の幅で変化させ、過去5年間の平均伸び率(年率0.75%)との差をとって試算。

(参考) 世界輸入量(除く米国)の伸び率

65~85年平均 5.6%

75~85 " 3.9%

80~85 " 0.75%

出所：日本銀行編、前掲書、10ページ。

為替レートの変化が価格に与える転嫁率を五割と仮定すると、八五年のドル実効レートは実績を三六%下回ったことになる)の八五年の収支を試算すると、価格効果を除去した実質収支ベースでは、八五年の実績であるベースの八二年価格における一四二〇億ドルの赤字に比べて、六七四億ドルというかなり大きな赤字削減効果をもつていることが図表15からわかる。しかしその場合でも、なお七五〇億ドル程度の不均衡は残存し、名目収支では、むしろわずかながらではあるが九六億ドルの悪化の方向に働いている。これらの結

果から、名目収支改善効果はあまり期待できない。ただ、ドル安が持続して行くうちに、価格弹性値自体が上昇し、輸入抑制効果が高まる可能性がないわけではなく、また長い目でみると産業構造にも影響が及んで、その効果が貿易不均衡是正に向うかもしないが、いずれにしても現在の大幅な輸出入数量の不均衡を是正するためには、国内インフレの観点から耐え難いほどのドル安が必要と考えられる。この場合でも、名目収支についてはJカーブ効果が出つくした後も目立った改善は期待できそうにない。為替レート調整のみで短期的に貿易不均衡を是正するには限界があるといえる。このため、ドル高修正後のアメリカが、その後日本や西ドイツなどに対して「内需拡大」を求めるようになってきたことは、こうした認識の下ではそれなりの合理性があるといえるであろう。

(四) 日米調整と「包括貿易・競争力法」

プラザ合意以降、ドルのレート調整が協調介入によって行われてきた。これは「自由な変動相場制から管理された変動相場制への移行」を意味し、極めて大きな政策転換であった。その後、八六年五月には東京サミットが開催され、G 7 の創設と多角的サービスバランスが導入された。この間の政策協調には次のような変遷がみられる。すなわち、第一に八八年頃からアメリカの貿易赤字と日本の貿易黒字がいずれも縮小傾向を示しており、このことから対外不均衡是正としてのマクロ政策協調が以前よりは主張されなくなつたこと、第二にそれでもアメリカの対日赤字だけは依然として高い比率を占めていることからアメリカは「マクロ政策協調からミクロ構造調整」つまり「日米構造協議」にウエイトをシフトさせてきたこと、第三にマクロ政策協調のウエイトが対外不均衡是正からインフレ抑制に移り、そのために各国はいずれも自国通貨を希望し、自国通貨が下がれば金利を上げるという利上げ競争の働きがみられる

ようになつたことである。特に、第二の対日課題はアメリカの保護主義化の働きを内在的にもつてゐるといえる。

アメリカの通商政策の動向をみると、一九七〇年から八〇年にかけて産業上の比較優位がくずれ、製品輸入が増大するにつれて、その性格を心理的なものではあるが「保護主義的なものに変化」させてきている。⁽¹⁸⁾ケネディ・ラウンドを推進させた、ケネディ政権の一九六二年通商拡大法は、アメリカ通商政策上最も自由主義的通商法であった。しかし、六〇年代末からアメリカ労組のAFL・CIOは保護主義へ転換し、一九七〇年にはミルズ法案（履物・繊維の輸入割当制）、七三年にはパーク・ハートケ法案（多国籍企業規制、輸入数量制限）という、有名な保護主義法案が提出され、これらの法案は成立こそしなかつたが、保護主義的な動きを引き出す要因の一つともなった。七四年通商法はニクソン大統領が提案したものであったが、大統領に関税引下げや非関税障壁を削減する権限を与えるもので、東京ラウンドの主導権が大統領に握られた。こうして、自由主義的原則を盛り込んだものではあったが、運用次第で保護主義的政策を実施するという可能性を含んでいた。すなわち、「一九七四年通商法二〇一条（エスケープ・クローズ）」がその一つで、これによればアメリカ産業が輸入品の急増によつて被害を受けた場合の救済措置を容易に発動できるようにしたものである。この場合、大統領は関税引き上げ、関税割当、市場秩序維持協定 Orderly Marketing Agreement (OMA) など暫定措置をとることができると定めている。第三〇一条では、「外国政府の不正貿易慣行」に対し、その「制裁措置」を想定している。具体的には、第二〇一条の救済措置はITC（米国際貿易委員会）の勧告にもどづいて行われ、日本製カラーテレビはこの規定によつてOMAが締結され、対米輸出に数量割当が課せられた。第三〇一条では、日本の鉄鋼、タバコ、皮革などが提訴された。さらに、一二二条が新たに追加された。これによれば、大統領は、第一に大規模かつ深刻なアメリカの国際収支赤字に対処するために、第二に外国為替市場にお

ける急激でいちじるしいドルの減価を防ぐため、第三に国際收支の不均衡を是正する上で諸外国と協力するため、一五〇日を超えない期間を決めて、次の措置を講ずることができると定めている。この措置とは、第一にアメリカに輸入される商品に対して関税の形で一五%を超えない範囲で「課徴金を課する」こと、第二に同商品に対して「数量割当による一時的な輸入制限を課す」こと、第三に「課徴金と数量割当の両方を課す」ことである。

保護主義的な政策決定権限が大統領に集中し、かつその為の政策手段と政策実施期間の特定化と限定化は、アメリカの通商政策の保護主義化を一層明瞭なものとした。特に、レーガン政権の第一期の末以降はきわめて注目すべき転換を示す動きがでてきている。その一つは「相互主義」の動きであり、もう一つは「二国間主義（バイラテラリズム）」である。相互主義の動きについてみると、一九八四年十月末に成立した「一九八四年貿易関税包括法」には、相互主義が含まれている。この包括法は一〇本の法案からなる、いわゆる「クリスマス・ツリー型」と呼ばれている。それらは、①相互主義法、②貿易救済法、③鉄鋼輸入安定法、④通商法二〇一条修正法、⑤米・イスラエル自由貿易地域法、⑥ワイン平衡法、⑦銅地金の対米輸出規制条項、⑧途上国向け特惠関税制度延長法、⑨諸関税法、⑩半導体関税撤廃条項である。⑨と⑩を除けば、すべて保護主義化の傾向をもつ条項等である。①の相互主義法は外国に対してアメリカの公平で公正な市場参入機会を求めるもので、一九七四年通商法の適用対象を従来の商品貿易から、サービス貿易、投資、ハイテク貿易の分野へ拡大させるものである。②の貿易救済法は、政府補助金付き輸出に課すことができる相互関税の適用対象を拡大するものである。④通商法二〇一条修正法は、緊急輸入制限実施の前提となる国内業界への被害認定に当つて、アメリカのメーカーが自ら輸入したものも被害として計算に入れるというものであつた。③鉄鋼輸入安定法は、アメリカ政府が八四年九月に決定したブラジル、韓国などの中進国や日本やECの対米鉄

鋼輸出の自主規制を後押しするものである。これによれば、アメリカ市場全体に占める鉄鋼輸入品の比率を一七～二〇・一%以下に抑えるべきであるというもので、法的拘束力はないが、被害の有無に関係なく輸入品のシェアを抑制するという意味では、一般的な輸入制限を禁止したガット条項に違反する恐れがある。⑦の銅地金の対米輸出規制条項も生産自肅要請を含んでいるという意味で保護色が強い。⑤の米・イスラエル自由貿易地域協定と草案段階では、アメリカがサービス貿易の相互引き下げを行うというもので、米・イスラエル自由貿易地域協定と草案段階では、アメリカがサービス貿易の範囲に含めたものは、運輸、通信、銀行、保険、その他財務活動から旅行・観光サービス、各種職業活動（建設・エンジニアリング、会計、医療、教育、法律、経営コンサルタント、コンピュータ・サービス、映画、広告）まで、アメリカの強い分野がほとんど網羅されていた。⑥のワイン平衡法は、特定の製品分野で歐州だけを相手に相互主義を求めるもので、明らかにガットの多角化の原則、つまり多国間主義（マルチラテラリズム）multilateralismの精神に反している。⑧の途上国向け特惠関税制度延長法は、一人当たり国民所得が八五〇〇ドルを超過すれば、特惠関税を適用しないというもので、途上国はこれを「特恵卒業」として反対している。この制度は一九八五年一月で期限が切れるが、上院案の一〇年と下院案の五年の期間延長の中間をとつて、八年半延長されることになった。

相互主義とバイラテラリズム（bilateralism）への移行の傾向、これが最近のアメリカの通商政策の一貫した特徴であり、アメリカ政府はイスラエルだけでなく、カナダとも現行の米加自動車協定の他の産業分野への拡大の動きがある。^⑯マルチラテラリズムからバイラテラリズムへの動き、無条件最惠国待遇から条件つき待遇への転換は、明らかにガットの原則からの逸脱である。米議会ははじめからガットに反対し、公式に承認することを拒否してきたから、今後議会の力が強まるとき、米議会のガット不信を反映してこの傾向は一層強まるおそれがある。このような一連の事態

図表一五 一九八八年包括貿易・競争力法の主な改正点

	改 正	前	改 正	後
一、外国の不公正な貿易慣行等に対する対抗措置（通商法三〇一条）				
○ USTRは利害関係の申立てにより又は自らの発意により調査を開始するとともに相手国政府に協議を申入れ。			○ 不公正（不当、不合理、差別的）な貿易慣行等の認定及び対抗措置を決定し、発動する権限を大統領からUSTRに委譲（ただし、大統領より特別な指示がある場合は、それに従う。）。	
○ USTRの勧告に基づき大統領は不公正（不当、不合理、差別的）な貿易慣行、措置、行為に対し適当であると決定した場合は、関税引上げ、輸入制限等の対抗措置を発動。			○ 不正当な慣行等（米国の国際法上の権利に反する慣行等）の場合、原則としてUSTRに対抗措置を義務付け。	
（スープー三〇一条の導入）				
USTRは、				
(1) 一九八九年四月三〇日及び一九九〇年三月三一日までに外国の貿易障壁に係る年次報告書を議会に提出する。				
(2) 報告書の中から主要な輸入障壁、歪曲市場慣行（優先的に取り上げる慣行、priority practices、以下「優先慣行」という）を有する一定の国（優先的に取り上げる国、priority foreign countries、以下「優先国」という）を認定する。				
(3) 優先国との優先慣行につき、対抗措置発動の適否判定のための調査を三〇一条の手続に従つて、開始する。				
(4) 調査と平行して、優先国と交渉する。目指す合意は、三年以内の優先慣行の撤廃又は代償措置（合意に達しなかつた場合、USTRは三〇一条に従つて対抗措置を発動。優先慣行が不当と認められる場合、対抗措置は義務的、その他の場合は裁量）。				

二、緊急輸入制限（セーフガード、通商法二〇一条）

輸入増加により国内産業に「重大な損害又はそのおそれ」が生じているとの ITC（国際貿易委員会）勧告を受け大統領は関税引上げ、輸入制限等の救済措置を決定。

三、アンチ・ダンピング税、相殺関税（関税法七三一条～七七三条）

外国製品が公正価格以下で又は政府等による補助金付きで販売され、国内産業に実質的な損害又そのおそれがある場合、アンチ・ダンピング税又は相殺関税を課すもの。

四、知的所有権の保護（関税法三三七条）

知的所有権侵害物品の輸入により、国内産業に損害又はそのおそれがあるとの利害関係者からの訴えに基づき ITC（国際貿易委員会）は調査のうえ、

- (1) 利害関係者の要請がある場合は、七ヶ月以内に暫定排除命令を発出する。
一二ヶ月（複雑な事例は一八ヶ月）以内に最終的な輸入排除命令等を発出する、
ことができる。
- (2) 一二ヶ月（複雑な事例は一八ヶ月）以内に最終的な輸入排除命令等を発出する、
ことができる。

五、金融、投資

規定なし

- 「重大な損害のおそれ」の判断基準として第三国の輸入制限等による米国への輸出シフト等を追加。
- 国内産業の損害の主なる要因が輸入増加となるよう、景気停滞の諸要因を分解。

○迂回防止条項の導入

（製品がアンチ・ダンピング税又は相殺関税の対象となつている場合、米国内での組立て等のため輸入された部品等もその対象とするもの。また、第三国で組み立てられた場合もその部品等にアンチ・ダンピング税等を課する。）

○ ITCに対し、国内産業に損害が存在しない場合でも、輸入排除命令等を許容。

○ 暫定排除命令までの期間を七ヶ月から九〇日に短縮。

○ 国債市場へのアクセスにおいて、米国の金融機関に国内金融機関と同等の競争機会を与えていない国の金融機関に対

	改 正 前	改 正 後
六、東芝制裁条項	規定なし	<p>し、本法成立の一年後にプライマリー・ディーラーの資格を与えない。又は剝奪する権限をF.R.B等に付与。</p> <p>○大統領に対し、外国企業による米国企業の買収、合併が米国の安全保障を害するおそれがあるとの信頼すべき証拠がある場合、当該買収等を延期又は禁止する権限を付与。</p>
七、対日関連案件	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ○国防上必要不可欠なものを除き、原則として、 <ul style="list-style-type: none"> (1) 東芝機械からの輸入、政府調達を三年間禁止。 (2) 東芝本社についても政府調達を三年間禁止。
	<ul style="list-style-type: none"> ○日本に対し、(1)一二品目のパネル・レポートに合致する政策を直ちにとるよう、また、(2)関税引下げ及びクォーター撤廃を通じ、コメ、牛肉、かんきつを含む米国農産物対日輸出に関し自由化政策を直ちにとるよう求めるセンス・オブ・コングレス。 ○U.S.T.Rに対し、日本の建設業、エンジニアリング、コンサルタントにつき三〇一条の調査開始を業務付け。 ○日本に対し一定量の石炭買付けを求めるセンス・オブ・コングレス。 ○スーパー・コンピューターに関し、日本企業による大幅値引をやめさせること等を内容とする協定締結を求めるセンス・オブ・コングレス。 	

○自動車部品に係るMOSS協議の成果は日本の自動車メーカーに対し、米国自動車部品の販売増加があつたかどうかで判定するというセンス・オブ・コングレス。

八、貿易交渉権限

- (1) 関税を引き下げる権限
一九八〇年一月に期限切れ
- (2) 非関税障壁交渉権限
一九八八年一月に期限切れ

出所：大蔵省編、前掲書、第七七巻、第九号、一一一～一七ページ。

の中で制定されたのが「一九八八年包括貿易・競争力法」The Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988であった。この通商法の主な改正点については図表15の通りである。^{②〇}

今回の通商法の特徴は次のように要約することができる。第一に一九七四年および一九七九年の通商法が諸外国からの「対米輸出攻勢への対抗措置型」であったのに対し、今回の通商法は「アメリカ自身の輸出促進策型」および「相手国市場の開放要求型」が追加されたこと、第二に規制の適用範囲が拡大され、外国企業投資規制や「金融条項」にみられるようなプライマリ・ディーラー規制など「新規制の導入による対外規制強化型」であること、第三にガットのルールに反して、日本など特定国に標的を絞つたうえに、不公正貿易慣行国への「特定国制裁強化型」であること、第四に官民一体の研究開発、米国標準技術研究所におけるハイテク振興計画や技術教育・ハイテク関連職業

訓練支出増（事実上の失業対策および補助金）などの「産業政策型」であること、第五に公正主義と相互主義の原則に基づいて相手貿易国に同水準の法的整備を要求する「水際阻止型」であるとともに、輸入救済措置を取りやすくして、国内保護と自動的制裁や対外報復措置の運用促進をめざした「国際競争力強化型」であること、第六に量産技術で日本に後れをとったアメリカの「ハイテク産業の巻き返し型」であること、第七に「残された優位産業分野（ソフトウェア、サービス部門などの）の専守防衛型」であること、第八に多角的国際ルールであるガットよりもこの通商法に基づく「二国間交渉優先型」であることである。

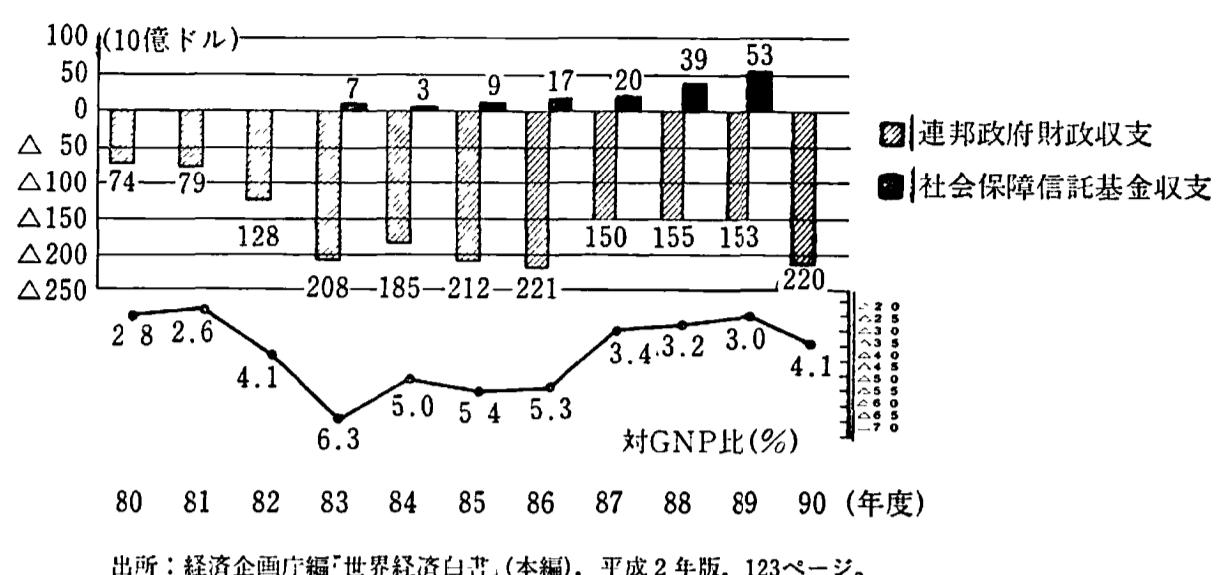
レーガン政権二期目において成立した、この新通商法は、アメリカの貿易政策の自由主義的傾向を大きく転換させるものであるとともに、アメリカに固有に内在する構造的な問題点をも示すものであった。

四 残された課題

一九八九年一月二〇日のブッシュ政権の誕生とともに、一九八二年から八年に及ぶレーガン政権は終りを告げた。アメリカにおける「供給サイド重視の経済学の実験」の現時点における結果がここにもたらされた。しかしそのデータは多くの点で、当初の目標とはかけはなれた、「壮大な逆説の集積」ともいえるものであった。

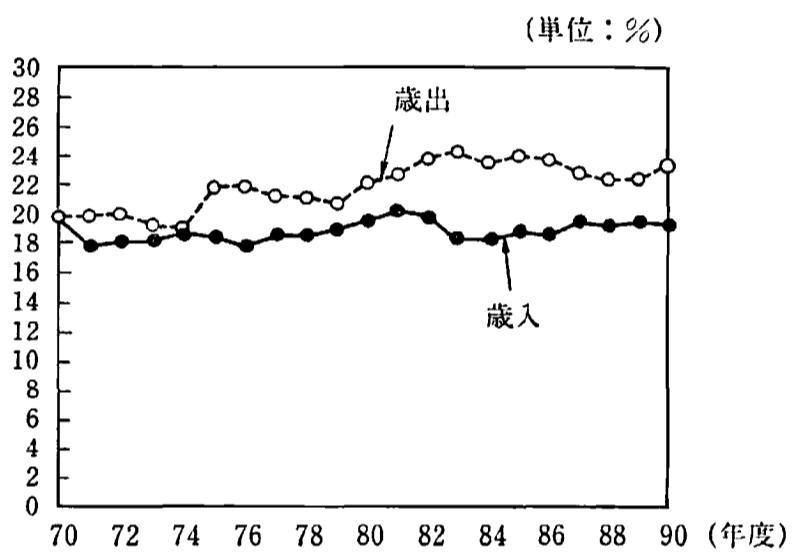
ケインズ経済学にもとづく有効需要政策等の発動による景気政策を放棄し、均衡財政を目標に供給サイドを重視した減税政策と規制緩和の組み合わせの政策運営は、制度上の多くの改革をもたらしてはいるが、二期にわたるレーガン政権中に一度も、明確な目標達成に至らなかつた。連邦財政の累積赤字はこの八年間に一兆四〇九二億ドルにのぼ

図表16 アメリカ連邦政府の財政赤字の推移



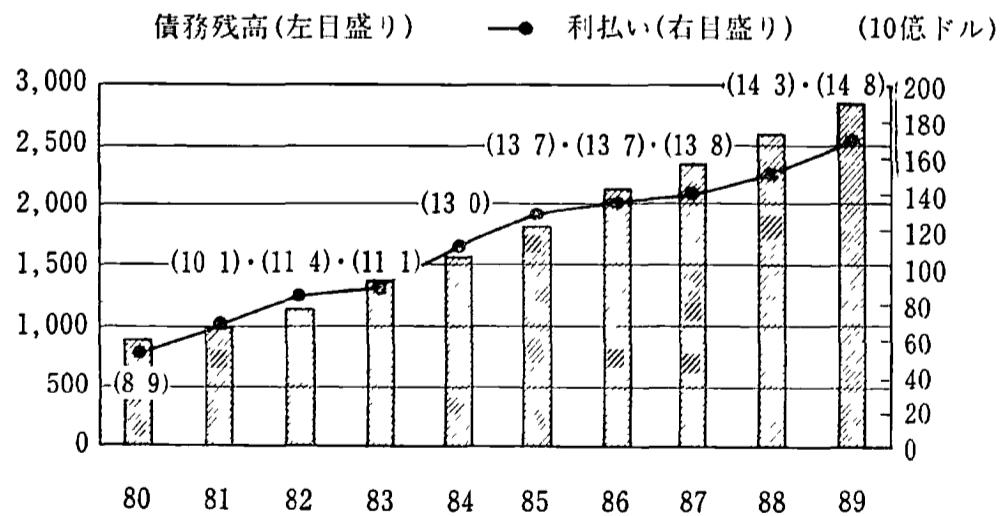
出所：経済企画庁編「世界経済白書」(本編)，平成2年版，123ページ。

図表17 アメリカ連邦政府の歳出、歳入の対GNP比の推移



出所：経済企画庁編，前掲書，124ページ。

図表18 アメリカ連邦政府の債務残高及び利払いの推移



出所：経済企画庁編，前掲書，124ページ。

つた。^{②1} 図表16は連邦財政の推移を示しているが、レーガン政権時が極めて高い比率であることがわかる。また歳入の対GNP比でほぼ一定であるのに歳出のそれは図表17のように上昇傾向にあり、この乖離は縮小しそうにない。そのため連邦政府の債務残高および利払いの推移は図表18のように上昇の一途をたどっている。こうして、一九八八年における主要国的一般政府の財政状況をみると、図表19のように、財政赤字は対民間純貯蓄比で五七・一%に達し、わ

図表19 主要国的一般政府の財政状況（1988年）（単位：%）

		アメリカ	日本	イギリス	西ドイツ	フランス
対 G D P 比	収入	33.0	43.3	42.0	44.8	50.0
	うち租税収入	21.5	22.1	30.3	24.3	23.7
	間接税	8.2	8.5	16.0	12.2	9.1
	直接税	13.3	13.6	14.3	12.1	14.6
	社会保険負担	7.5	9.0	6.8	16.2	19.1
	支出	36.5	40.4	43.5	46.9	51.3
	消費的支出	18.3	9.3	20.6	19.5	18.6
	投資的支出	1.7	6.1	2.3	3.8	4.4
	移転支出(注1)	11.5	20.8	16.1	20.8	25.6
	利払い費	5.0	4.2	4.2	2.8	2.7
	収支	△ 3.6	2.9	△ 1.4	△ 2.1	△ 1.4
	中央政府	△ 4.2	△ 1.1	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.3
	地方政府	△ 0.4	0.1	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2
	社会保障基金	1.0	3.8	0.4	0.1	0.1
収支の対民間純貯蓄比		△ 57.1	24.8	△ 24.2	△ 18.4	△ 17.9
利払い費(支出比)		13.6	10.4	9.8	6.0	5.4
消費的支出(租税収入比)		85.4	42.2	68.0	80.3	78.3
(参考)						
国防費(支出比)		27.1	6.6	10.9	22.6	18.7

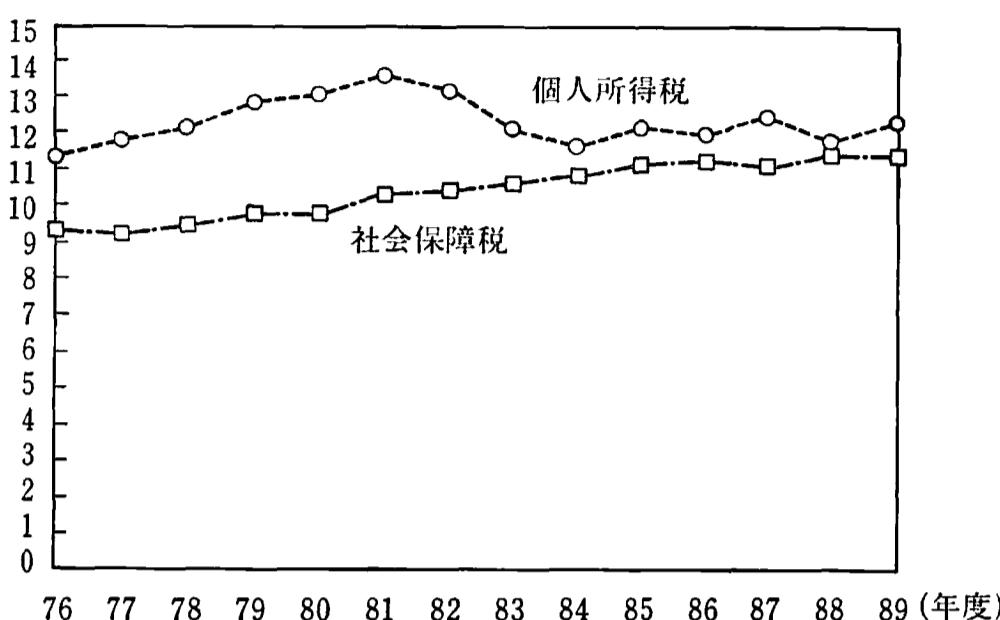
出所：経済企画庁編、前掲書、122ページ。

- (注) 1. 補助金を含む。
 2. 日本は年度の計数。
 3. イギリスは年の計数。

が国の二四・八%の黒字と比較すると対照的な悪化を示している。その原因は、歳出面においては第一は社会保障、メディケア等の移転支出が高齢化および医療技術の高度化の進展に伴って拡大し、八九年の支出に占める割合が二八%に達していること、第二に連邦累積債務の増大と高金利のために、八九年の支出に占める割合が一四・八%になつたこと、これらの義務的経費の割合の増加で大幅な歳出削減が困難なところに、第三に過大な国防費が八八年の二七・一%と大きいことがあげられる。歳入面では、「一九八一年の経済再建税法」等でなされた減税政策の影響で期待されたような税収の増加がむずかしい点が第一にあげられる。図表20のように、税収の四割を占める個人所得税収の

図表20 アメリカにおける税収の個人所得に対する比率

(単位: %)



出所：経済企画庁編、前掲書、126ページ。

(注) 上記計数は、個人所得税総額あるいは社会保障税総額を所得移転前の個人所得に対する比率であらわしたもの

個人所得に対する比率は八一年以降下落した。第二に、八五年以降、インフレによる増税を回避するため税率適用所得区分、基礎控除額および課税最低限をインフレ指数に基づいて調整を行う方式に改めたので、インフレに伴う增收が見込めない構造になった。第三に、図表21にみられるように、財政収支見通しの前提となる経済見通しが実績と乖離するケースが多く、収支見積もりに実績との誤差ができることがある。こうして財政赤字は、結果的にはレーガン政権が最も厳しく批判したケインズ経済政策の有効需要創出効果を生み出した。

失業率の変化をみてみると、図表22と23のよう、一九八〇年の七月一%から八八年には五・五%に下落し、労働争議も八〇年の二〇八四万四〇〇〇日から四四五万六〇〇〇日と急減した。このため実質賃

図表21 アメリカ政府の経済見通しと実績との相違 (単位: %)

	87年		88年		89年		90年	
	見通し	実績	見通し	実績	見通し	実績	見通し	実績
実質 G N P	4.0	3.4	3.5	4.5	3.1	2.5	3.2	1.1
名目 G N P	8.3	6.7	7.2	7.9	7.0	6.7	6.9	5.3
消費者物価指数	4.1	3.7	3.6	4.1	4.1	4.8	3.7	6.2
短期金利	6.5	5.8	5.6	6.7	5.2	8.1	5.5	7.7

出所: 各年の当初見通し(OMB)。

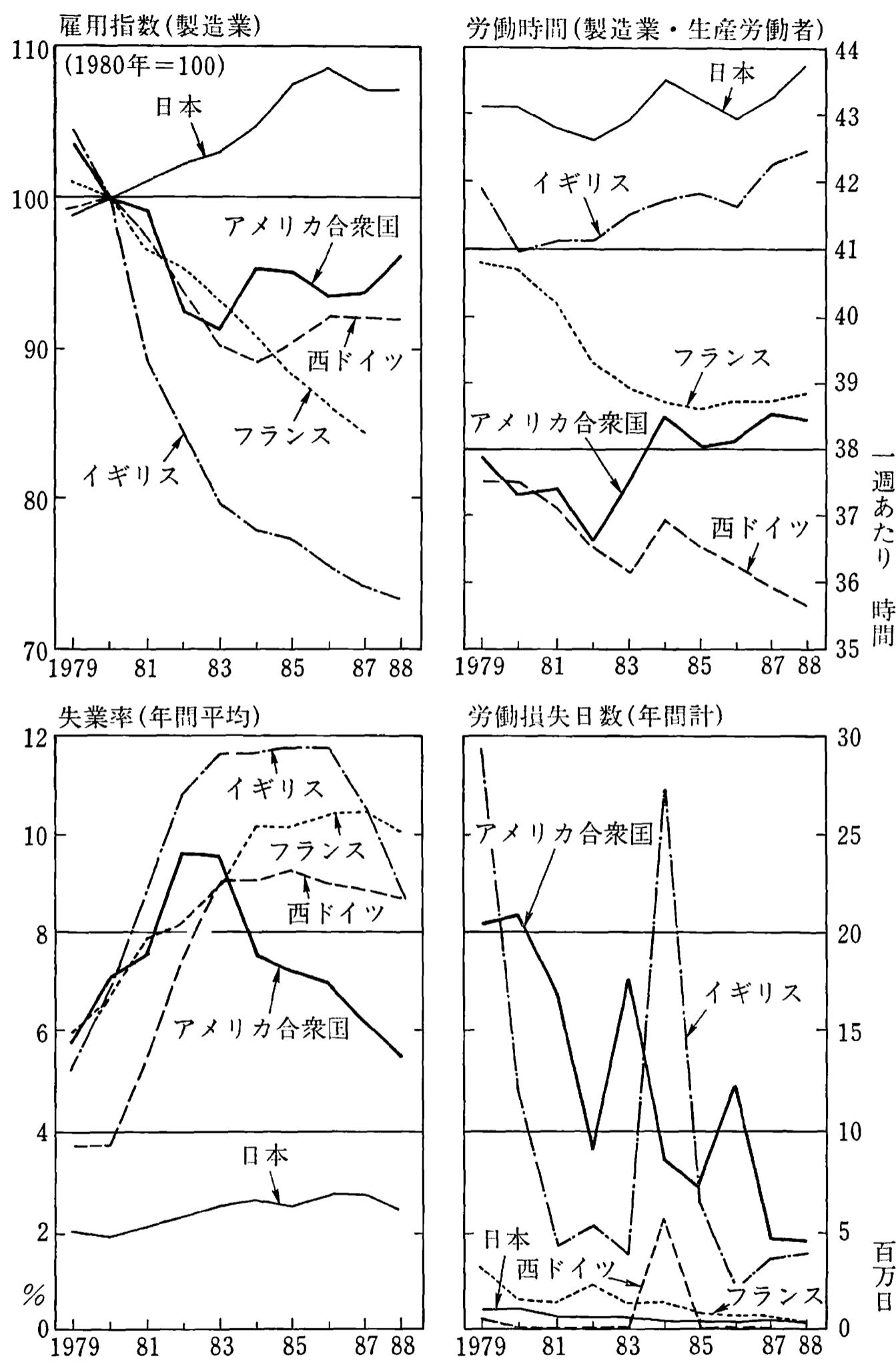
- (注) 1. 90年の実績は、財政関係指標については年央改訂見通しによる。また、実質GNP及び名目GNPは1~9月の前年同期比、消費者物価指数は9月の前年同期比、1~9月の平均。
2. 実質GNP、名目GNP、消費者物価指数は、前年比。短期金利は期中平均。

金の上昇は低く抑制され、また労働生産性は急激に上昇した。^{②2} インフレについてみると図表24のように極めて安定した状況にあるといえる。^{②3} このインフレ抑制の効果は主として、連邦準備銀行の安定した金融通貨政策にある。このように、連邦財政の大幅な赤字にもかかわらず、労働生産性が向上し、失業率とインフレ率は低く抑制され、大規模な減税が実施されていることは、企業サイドには有利な条件がそろつたといえる。景気拡大期における米欧日の比較は図表25においてみられる通りである。^{②4} アメリカに比べて、日本のパフォーマンスは最も顕著である。また、この期の内外需の寄与度は、図表26において見られる通り、アメリカは内需型であることが明確である。また景気回復の状況は図表27のように八二年以降とともに順調で、とくにアメリカにおいてきわだつているといえる。^{②5} しかしながら、企業活動に必要な設備投資資金の供給源となる家計貯蓄率は、図表28のように、各国とも一律に下落しているが、アメリカは日本の半分以下である。

国際収支においてアメリカ経済の姿をみてみると、ここでも日米は経常収支と長期資本収支が逆方向に対照的である。^{②6} 図表29と30の

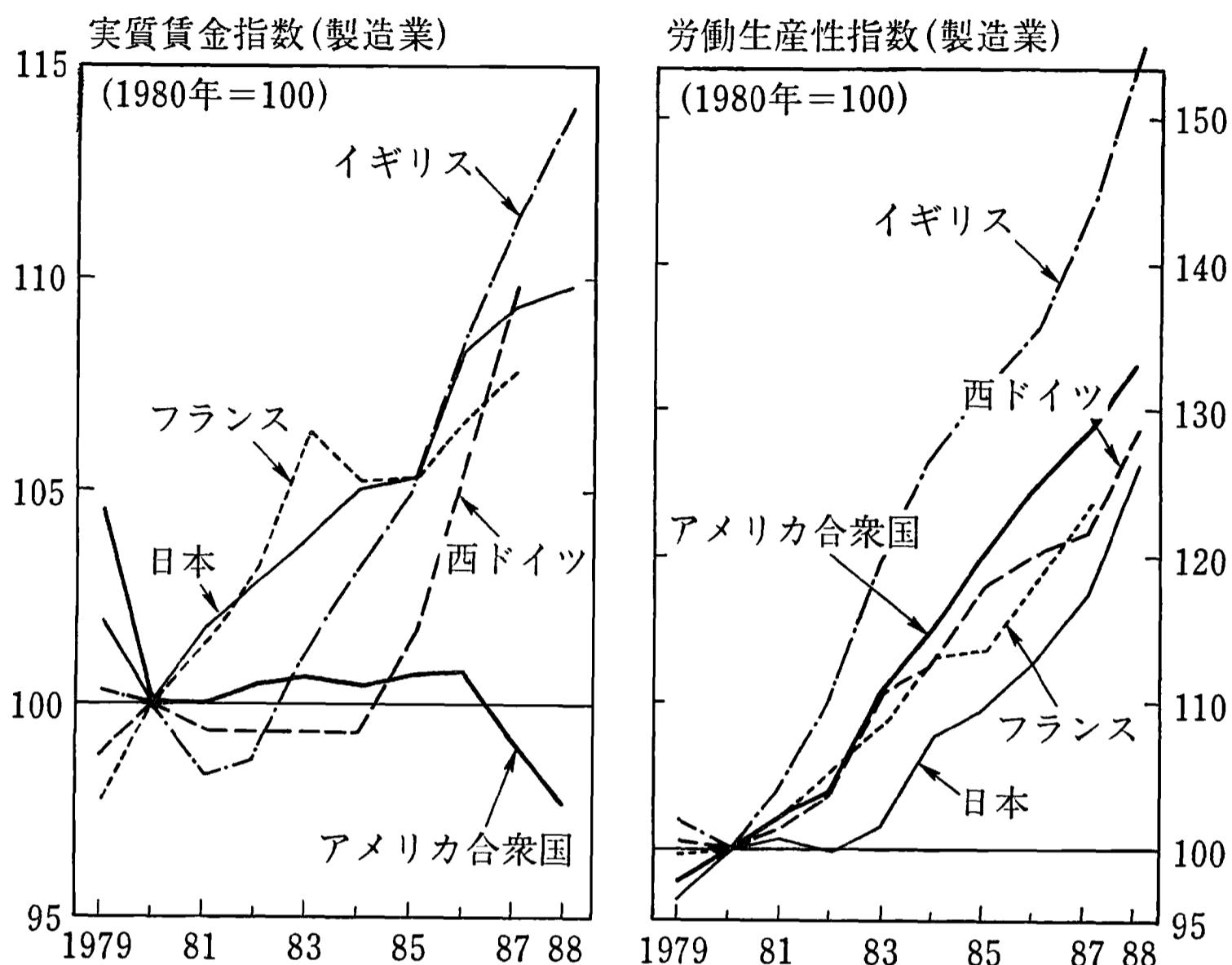
主な国の輸出入超過額の推移をみると、第一次・第二次石油ショック後、アメリカの回復が他の国々よりも遅れたことがはつきりしており、さらに日本や西独、アジアNIES四カ国⁽²⁶⁾の出超の相手国にアメリカがなったことは確かに

図表22 主要労働指標の比較（I）



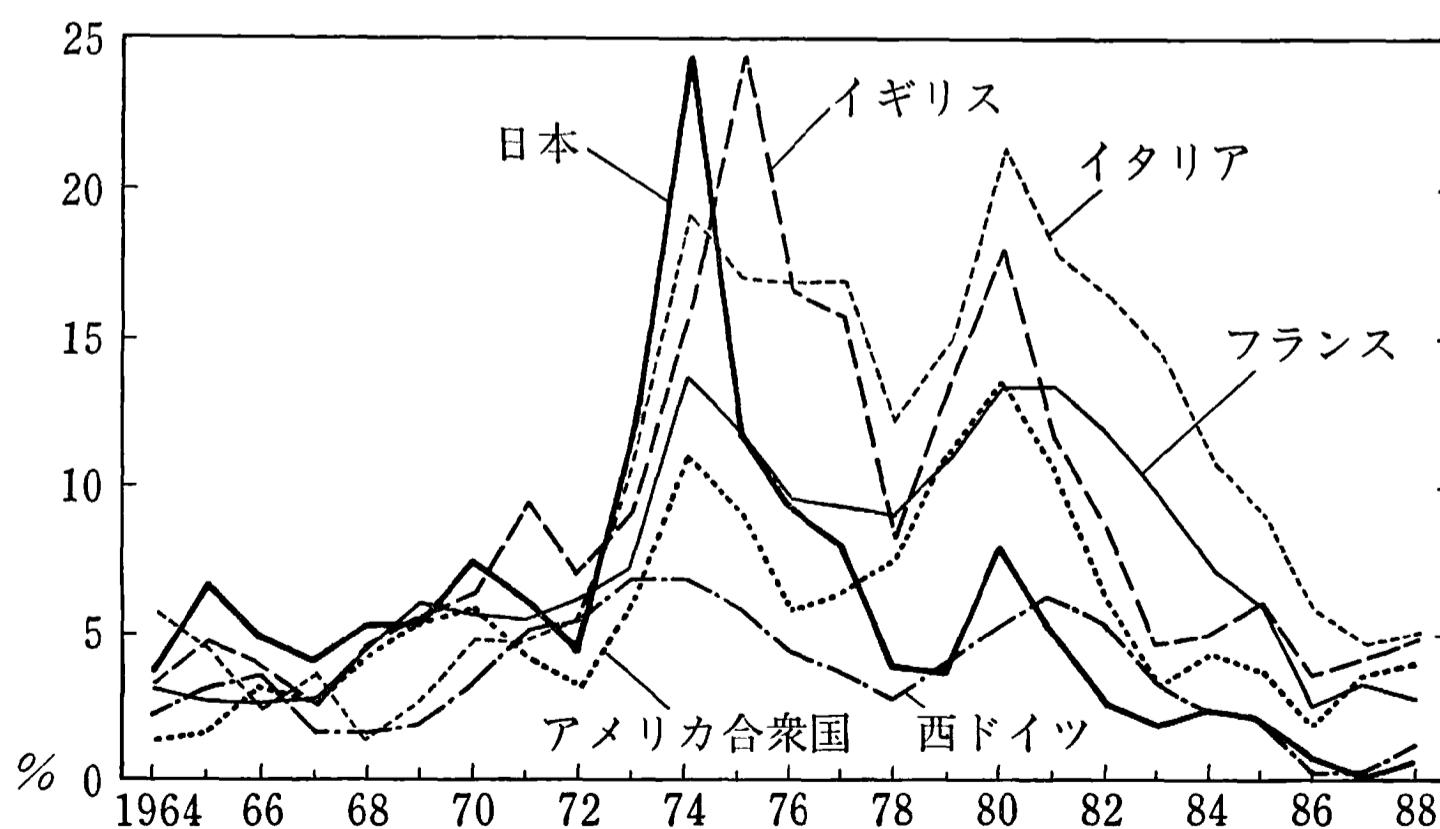
出所：日本銀行調査統計局『国際比較統計』（1989年）による。

図表23 主要労働指標の比較（II）



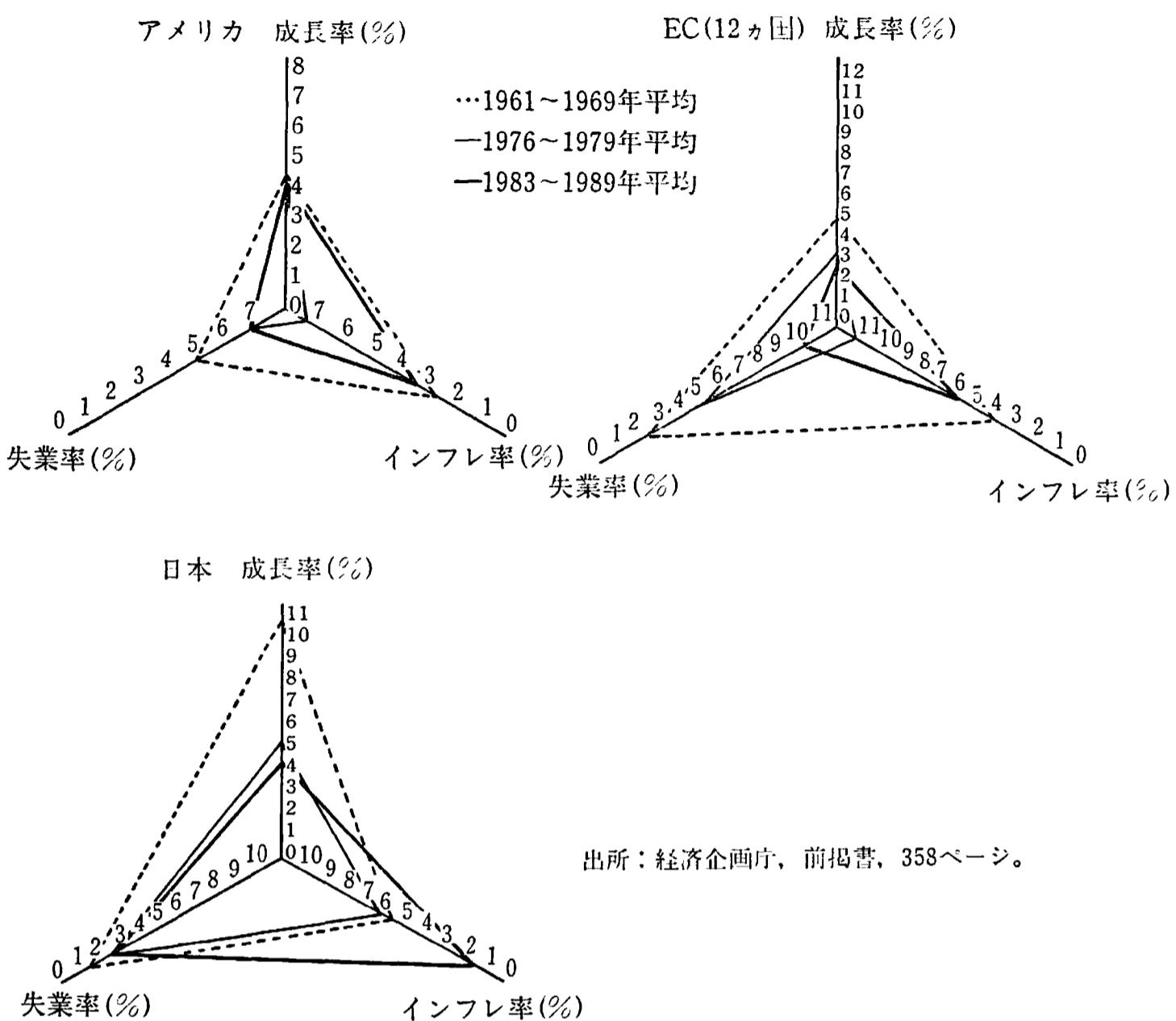
資料は（I）と同じ。

図表24 おもな先進国の消費者物価指数の対前年上昇率



出所：矢野恒太郎記念会編『世界国勢図会』（1990～91年版），440ページ。

図表25 米欧日の景気拡大期における成長率、インフレ率、失業率



ある。^㉗ 図表31と32に見られるようにアメリカは、一九八〇年に日本からの輸入総額に占める割合が一三・一%であったが、八七年には二〇・八%に増加した。一方、日本の対米輸出のその割合は、二四・四%から三六・七%と一二・三%の拡大をみせた。こうした貿易収支の赤字の拡大は、レーガン政権の経済政策がもたらした財政赤字と家計部門の過剰消費にその原因があり、ここでもレーガノミックスは世界的な需要創出効果というケインズ政策を採用したといえる。図表33は対米直接投資の残高を地域別・業種別にあらわしたものである。^㉘ 一九八〇年を八九年と比較すると、全産業で全投資国は四・八倍の残高増を示している。その内訳は、石油で二・九倍、製造業で四・九倍、卸・小売業で四・七倍、銀行および保険で四・五倍、不動産で五・九倍である。地域別みると、全産業でカナダ

図表26 先進主要国の83年以降の景気拡大と内外需の寄与

(実質・年平均、%)

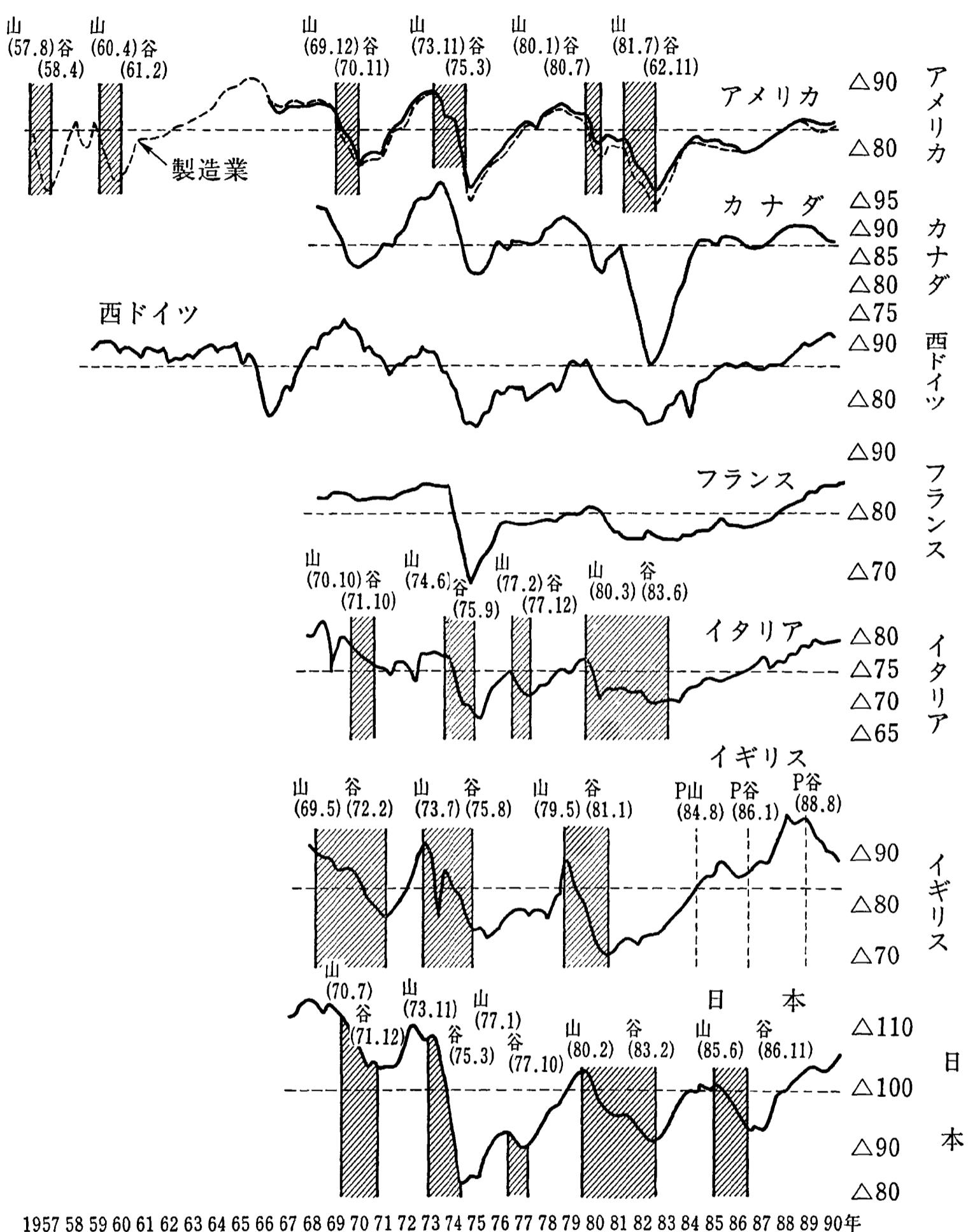
	前 年 比				寄 与 度	
	G D P	内 需		内 需	外 需	
		個人消費	設備投資			
アメリカ 1983—85	4.6	5.9	4.7	7.6	5.9	△ 1.7
86—89	3.3	2.9	3.1	2.9	3.0	0.3
カナダ 1983—85	4.8	5.0	4.4	1.3	4.9	△ 0.1
86—89	3.7	4.7	4.3	8.4	4.7	△ 1.0
西ドイツ 1983—85	2.4	1.7	1.5	4.8	1.7	0.7
86—89	2.9	3.2	2.8	6.7	3.1	△ 0.2
フランス 1983—85	1.3	1.1	1.5	△ 1.0	1.1	0.2
86—89	3.0	3.2	3.2	6.8	3.4	△ 0.3
イタリア 1983—85	2.2	2.3	1.9	3.6	2.4	△ 0.1
86—89	3.2	3.9	4.0	8.2	4.0	△ 0.8
イギリス 1983—85	3.1	3.4	3.3	8.8	3.4	△ 0.3
86—89	3.7	5.1	5.6	10.2	5.2	△ 1.5
日本 1983—85	4.4	3.2	2.9	9.0	3.1	1.3
86—89	4.4	5.8	4.0	11.8	5.6	△ 1.2

出所：経済企画庁編、前掲書、362ページ。

が二・七倍、ヨーロッパ全体で四・八倍、この内でイギリスが八・四五倍、西ドイツが三・七倍、フランスが四・四倍、オランダが三・二倍であった。日本はなんと一四・八倍にのぼっている。

レーガン政権の経済政策を当初主張されたような「供給サイドの経済学」にもとづく政策運営であったと断定することはむずかしい。ただそうした方向で、レーガン政権が努力したことは認めるとしても、現時点ではなお、「壮大な逆説の集積」を感じないわけにはいかない。減税政策は同時に国民への「貯蓄率増強」へのインセンティブが必要であった。可処分所得の増大が消費に向かった場合の対策も必要であった。インフレを抑制するのは良いとしても、失業率を低下させるために歳出を歳入以上に増加させるならば、「財政赤

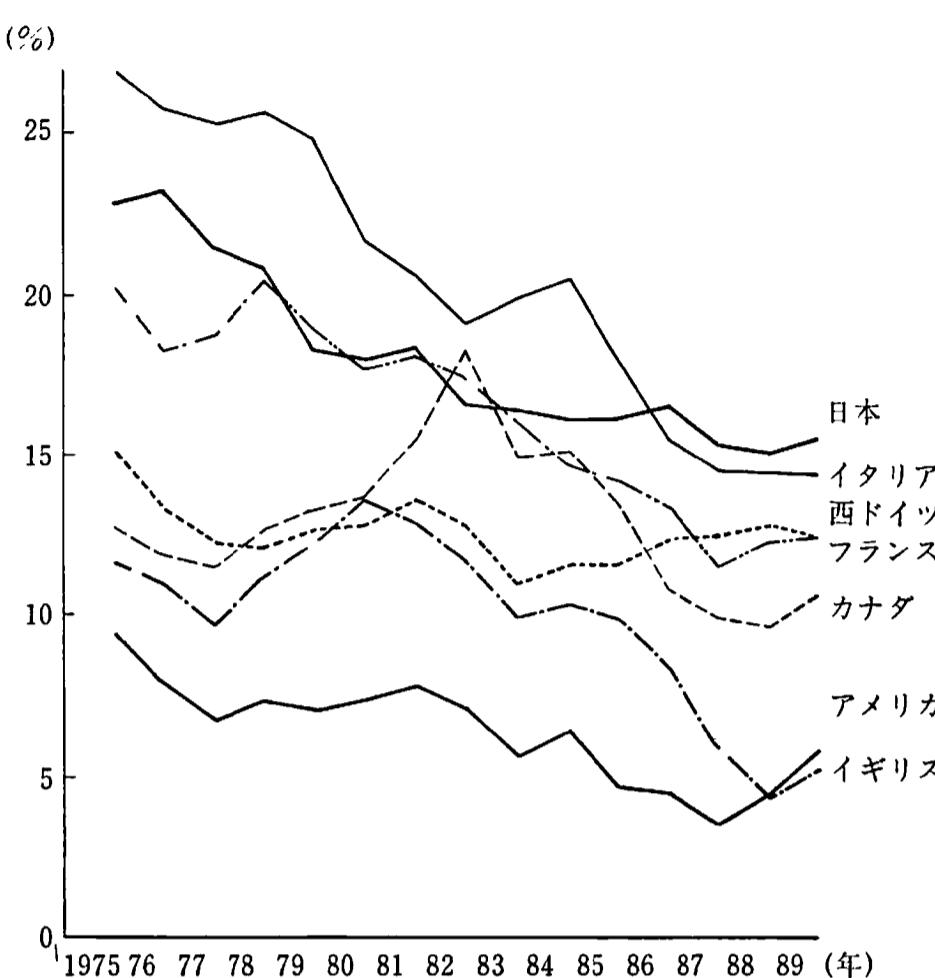
図表27 先進主要国の景気循環と稼働率



出所：経済企画庁編、前掲書、360ページ。

- (注) 1. 点線は平均。
- 2. 日本は稼働率指数。
- 3. 景気日付けは、DIまたはCIによる。
- 4. 斜線の区間は景気後退期。
- 5. イギリスの80年代の景気日付けは暫定。

図表28 先進主要国の家計貯蓄率の動き



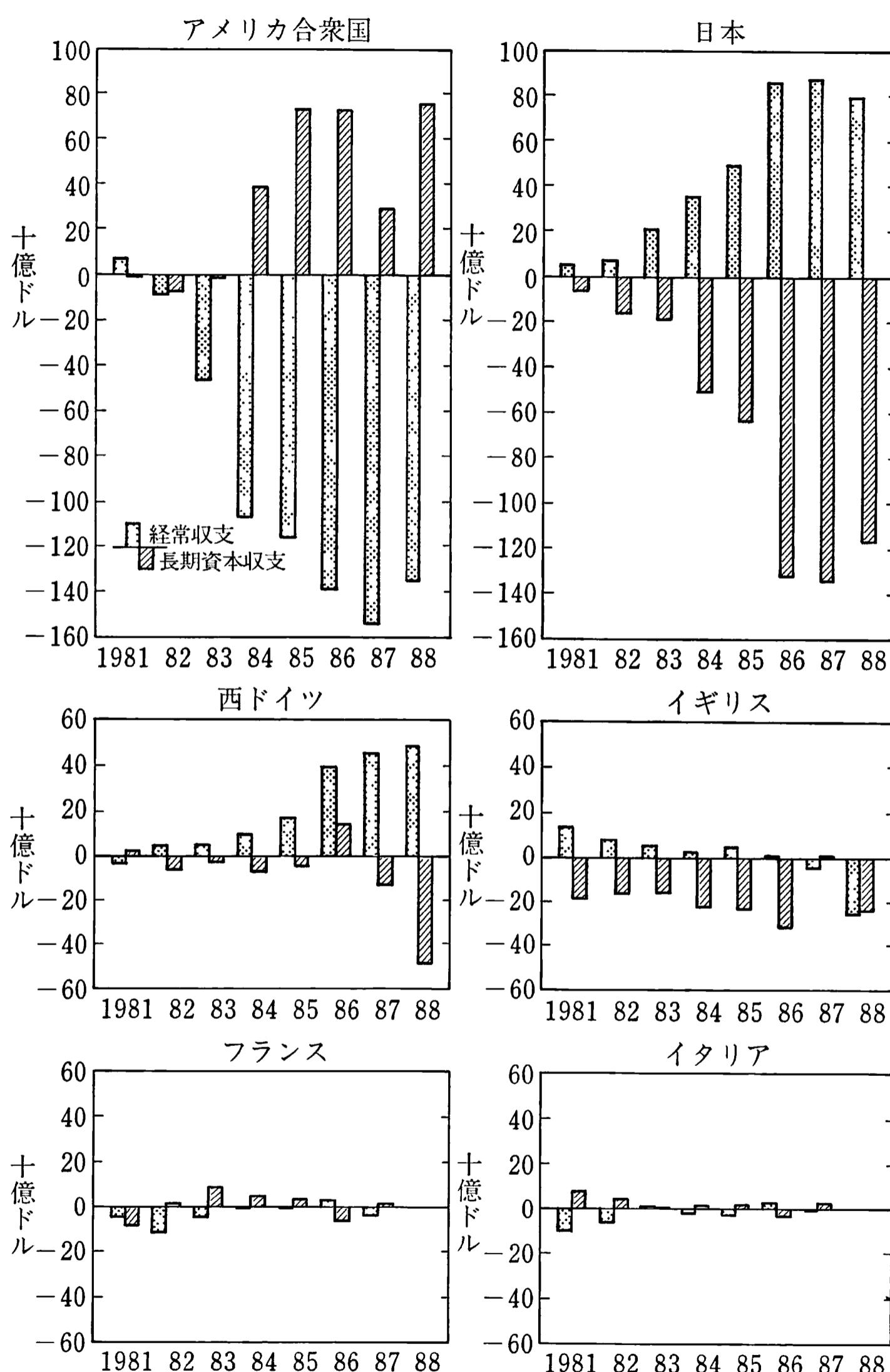
出所：OECD "Economic Outlook", No 47, 1990年6月。

(注) 家計貯蓄率は、家計貯蓄／家計可処分所得。

字」は必至である。こうして生まれた累積債務に対して、「利子の支出」も累積する。もともと少ない国内投資資金を政府が高金利で吸収するため、「設備投資資金が不足」するし、また「金利高」となる。

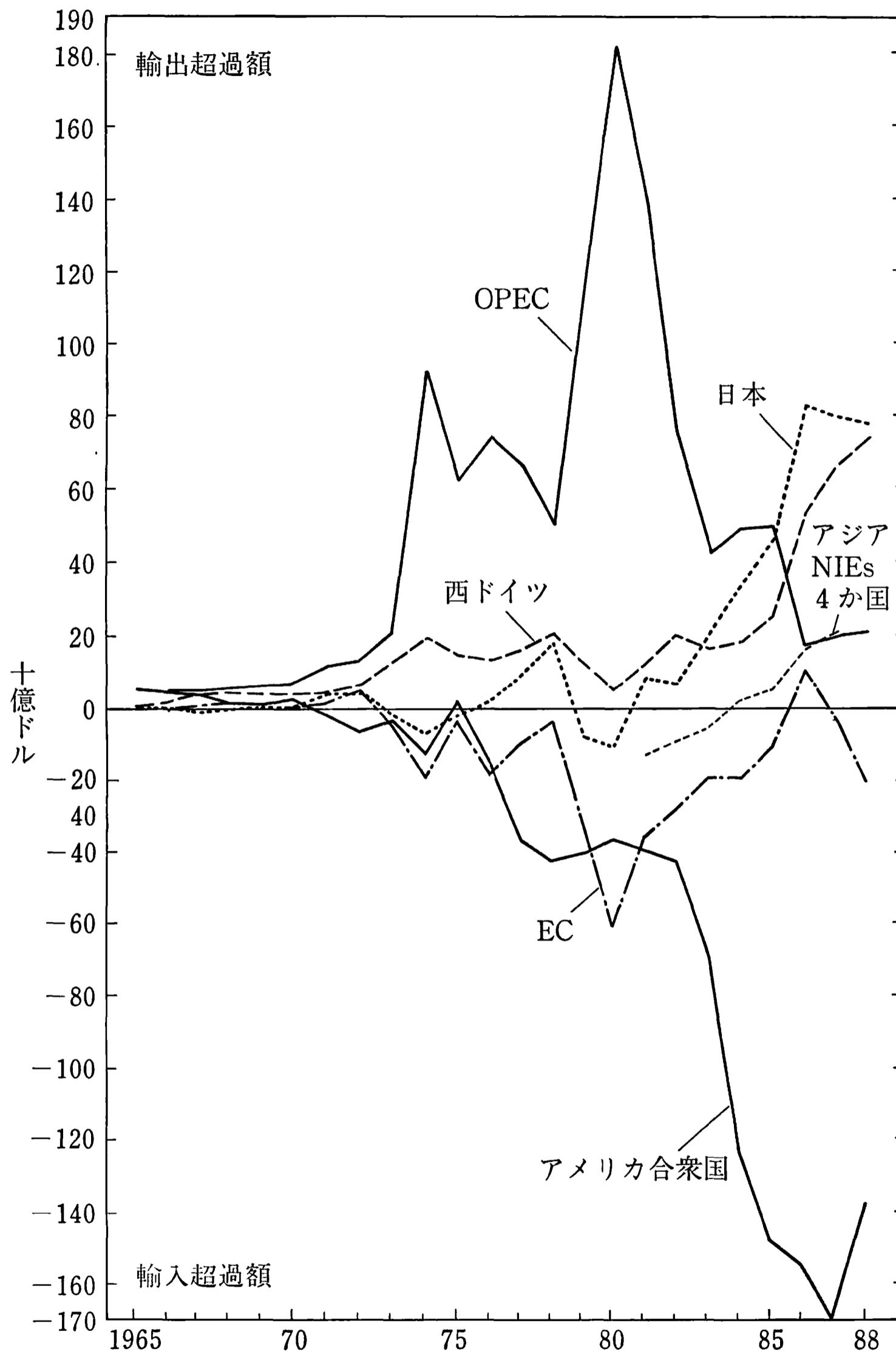
政府が必要とする資金が国内で十分に調達できなければ、国際的に高い金利を設定して諸外国から借り入れなければならない。こうして「ドル高止り」となり、「アメリカ産業の競争力はその分だけ低下」せざるを得ない。かくて、減税によって増大した可処分所得は相対的に安価となつた「外国製品の購入」に向けられたのである。失業率の低下は雇用者の増大を意味するから、この増加はまた所得の増加に結びつくが、この増加分も外国製品、とくに消費財の購入に向けられた。大幅な国際収支の赤字、とくに「貿易収支の赤字」は、こうして「国内産業の競争力の低下」と「消費需要の増大」によって拡大したのである。もちろん、ドル高は世界の余剰資金をアメリカに吸引する働きもする。相対的に安価で良質の製品を生産できる国と収益率の高い余剰資金を持つた諸国はアメリカに製品を輸出するだけでなく、「資本も投資」することになる。相対的見えて、アメリカからは輸出できないがアメリカへの輸出や投資は一方的に大規模にする条件をそなえた国がやがて、アメリカ側から攻撃されるようになつた。それが「日本」であった。そこでは、経済政策の通常の発動順序として、財政手

図表29 主な国の国際収支



出所：矢野編、前掲書、387ページ。

図表30 主な国々の入出超額の推移



出所：矢野編、前掲書、373ページ。

図表31 アメリカ合衆国のEC・日本との貿易

	輸出 (百万 ドル)	輸出総額 に占める 割合(%)	輸入 (百万ドル)	輸入総額 に占める 割合(%)	出入超 (百万ドル)	輸出入合 計が総額 に占める 割合(%)
対EC貿易	1970.....	8 423	19.5	6 609	16.5	1 814
	1975.....	22 865	21.8	16 735	17.3	6 131
	1980.....	51 699	23.8	37 642	15.0	14 058
	1984.....	45 556	21.1	59 925	17.7	△ 14 368
	1985.....	45 541	21.4	68 232	18.9	△ 22 690
	1986.....	52 071	24.6	78 669	20.6	△ 26 598
	1987.....	57 234	23.3	84 814	20.0	△ 27 579
対日貿易	1970.....	4 652	10.8	5 875	14.7	△ 1 223
	1975.....	9 563	8.9	11 425	11.8	△ 1 862
	1980.....	20 672	9.5	32 857	13.1	△ 12 185
	1984.....	23 162	10.7	60 370	17.9	△ 37 208
	1985.....	22 166	10.5	72 282	20.2	△ 50 116
	1986.....	23 280	11.0	85 453	22.4	△ 62 173
	1987.....	26 906	11.0	88 074	20.8	△ 61 168

図表32 日本のアメリカ合衆国・ECとの貿易

	輸出 (百万 ドル)	輸出総額 に占める 割合(%)	輸入 (百万ドル)	輸入総額 に占める 割合(%)	出入超 (百万ドル)	輸出入合 計が総額 に占める 割合(%)
対米貿易	1970.....	6 015	31.1	5 565	29.5	451
	1975.....	11 260	20.2	11 611	20.1	△ 351
	1980.....	31 649	24.4	24 448	17.5	7 201
	1984.....	60 519	35.6	26 971	20.1	33 548
	1985.....	66 038	37.6	25 885	20.3	40 153
	1986.....	81 253	38.9	26 541	22.2	54 712
	1987.....	84 234	36.7	31 692	21.2	52 541
対EC貿易	1970.....	1 303	6.7	1 117	5.9	186
	1975.....	5 673	10.2	3 370	5.8	2 303
	1980.....	16 556	12.8	7 609	5.4	8 947
	1984.....	19 403	11.4	8 543	6.4	10 861
	1985.....	20 102	11.4	8 444	6.6	11 657
	1986.....	30 871	14.8	12 513	10.5	18 358
	1987.....	37 945	16.6	17 769	11.9	20 177

出所：図表31・32とも、矢野編、前掲書、370—371ページ。

(注) ECの加盟国は1970年が西ドイツ・フランス・イタリア・オランダ・ベルギー・ルクセンブルグの6か国、1975、80年はイギリス・デンマーク・アイルランドを加えた9か国、1983、84、85年はギリシアを加えた10か国、1986年以降はスペイン・ポルトガルを加えた12か国。

図表33 80年と89年の対米直接投資残高（地域別・業種別）

(1980年末一下段は全産業に占めるシェア)

(単位：百万ドル， %)

	全 投 資 国	カナダ		ヨーロッパ				日本
				イギリス	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	オ ラ ン ダ	
全 产 業	83,046 100.0	12,162 100.0	54,688 100.0	14,105 100.0	7,596 100.0	3,731 100.0	19,140 100.0	4,723 100.0
石 油	12,200 14.7	1,817 14.9	10,137 18.5	△ 257 △ 1.8	95 1.3	42 1.1	9,265 48.4	△ 232 △ 4.9
製 造 業	32,993 39.7	5,227 43.0	21,953 40.1	6,159 43.7	3,875 51.0	2,291 61.4	4,777 25.0	1,033 21.8
卸・小 売 業	15,210 18.3	1,211 10.0	9,247 16.9	3,741 26.5	1,381 18.2	752 20.2	1,553 8.1	3,255 68.9
銀行および保険	12,027 14.5	1,612 13.3	8,673 15.9	3,262 23.1	1,248 16.4	454 12.2	1,849 9.7	1)645 13.7
不 動 産	6,120 7.4	1,158 9.5	2,254 4.1	569 4.0	493 6.5	24 0.6	999 5.2	264 5.6
そ の 他	4,496 5.4	1,137 9.3	2,425 4.4	631 4.5	503 6.6	169 4.5	696 3.6	274 5.8

(1989年末一同上)

(単位：百万ドル， %)

	全 投 資 国	カナダ		ヨーロッパ				日本
				イギリス	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	オ ラ ン ダ	
全 产 業	400,817 100.0	31,538 100.0	262,011 100.0	119,137 100.0	28,223 100.0	16,375 100.0	60,483 100.0	69,699 100.0
石 油	35,089 8.8	1,679 5.3	30,866 11.8	16,811 14.1	250 0.9	2) — 2) —	10,660 17.6	68 0.1
製 造 業	160,216 40.0	11,586 36.7	121,633 46.4	50,704 42.6	15,232 54.0	13,916 85.0	24,101 39.8	17,255 24.8
卸・小 売 業	71,350 17.8	3,189 10.1	40,471 15.4	21,013 17.6	7,393 26.2	763 4.7	5,550 9.2	21,005 30.1
銀行および保険	53,697 13.4	5,852 18.6	34,417 13.1	11,792 9.9	2,437 8.6	536 3.3	12,921 21.3	10,271 1)14.7
不 動 産	35,853 8.9	3,921 12.4	11,330 4.3	5,234 4.4	1,173 4.2	73 0.4	3,410 5.6	14,294 20.5
そ の 他	44,611 11.1	5,310 16.9	23,297 8.7	13,584 11.4	1,737 6.1	2) — 2) —	3,842 6.4	2) — 2) —

出所：経済企画庁編、前掲書、478—479ページ。

(注) 1. 日本の銀行および保険には、保険のデータが不明のため含まれていない。

2. 個々の企業が情報公開していないために不明。

段→金融手段→為替レートの変更という政策手段を使いはたしたアメリカが、直接統制を発動しないとすれば、間接的な効果をもつ自主規制を要求し、それでも効果がでないために制度化したのが、前述の「包括通商法」であり、それは八九年五月に「スーパー三〇一条」の不公正貿易慣行に対する制裁強化条項の成文化であった。ここでも、自由主義経済体制に対する保護主義的な傾向がみられる。

レーガン政権が経済政策において実験したことは、供給サイド重視の経済学の理想と理念と論理をアメリカ国民に高らかに説いてあげ、その支持を得ようとしたことであって、その限りにおいては成功であったといつてよいであろう。しかし、この政権が実行した経済政策は、インフレの抑制と規制緩和においてはレーガノミックスの目標とする効果をある程度はもたらしたが、均衡財政を犠牲にすることで高い失業率を引き下げ、景気拡大を図ったことはケインズ経済政策そのものであった。歳出が国防費のウエイトを高め、社会保障関係費を抑制したことの不満は強いし、累積赤字分の借入れ資金の利払が大幅に増大する傾向を示していることも問題を残している。また対外的にみると、巨額な貿易収支の赤字が存在する。このような連邦財政の赤字と貿易収支の赤字は「双子の赤字」として、ケインジアンなどからの激しい攻撃目標になっている。たとえば、B・M・フリードマンの *Day of Reckoning, 1989.*⁽²⁹⁾ やJ・K・ガルブレイスの *Blaming Acts, 1989.*⁽³⁰⁾ はこのようなレーガン政権の行った経済政策、つまり「レーガノミックスの逆説」を厳しく指摘している。

五 おわりに

レーガン政権の経済政策が成功であったか失敗であったかを論じることは、前述のデータから判断する限り、現時

点においてはかなり明白である。連邦財政は均衡せず、「大きな政府」にとどまつたことは間違いない。経常収支の大幅な赤字がアメリカ経済に対する信認をゆるがすところのものであることも確かである。減税政策が税収を増加させなかつたことも事実である。規制緩和政策が競争を激化させ、多くの企業や銀行を倒産に至らしめたことも、データの示す通りである。市場への政府介入を批判しながら、保護貿易主義への傾向を打ち出したことも、諸外国の攻撃的となつた。国民の可処分所得は貯蓄に向かわないで消費に向かつたことは予想外の結果であった。

しかし、ここで次の事柄も忘れてはならない事実である。アメリカ経済の国際化が急テンポで進んできたために、アメリカ一国の経済政策がそのボーダー内にとどまらず、必然的に世界的な影響をもたらし、それは他の諸国との政策協調なくしては成功しないということである。多国籍企業の動向は一国だけの経済データでは説明できない。ある国の経済政策は他の国のそれと独立的には存在しない。つまり、各国の対内経済政策は好むと好まざるとにかかわらず、他の国の対内経済政策に必然的に影響を及ぼすという意味では、それはそのまま対外経済政策となる。その場合、政策的一般化が進んでいる現在では、手段も目標も各国ともに共通性を持つてゐるから、その経済的パフォーマンスの差は長期的に改善されない時には、必ず構造上の問題となる。つまり、各国ともに経済構造調整そのものの一般化・共通化・同一化が強く要請されるに至る。アメリカの絶対的卓越性が失われて行くなかでこの国が行う固有の経済政策がもはや存在しないほどに、国際化・情報化・一般化・平準化が促進されつつある時代、それが現代であり、これが世界におけるアメリカ経済の実情なのである。

アメリカの経済政策が国内の失業率の引き下げのために財政支出の大幅増を実施すれば、それによつて得られた可処分所得は日本や西独やNIES諸国から製品、今回はとくに消費財の輸入増に直接結びつく時代である。それを効

果的に抑制しようとすれば、「包括通商法」のような保護主義的政策か「構造協議」のような形態をとることになる。アメリカの貿易収支の赤字を削減するために国内産業の競争力を向上させようとするなら、「プラザ合意」のように、ドルの為替平価を協調的に引き下げなければならない。減税政策を採用しても、他方で財政赤字の借り入れ資金や返済資金を国内で調達しようとすれば金融市场を逼迫させて高金利へ導くし、またこの減税を有利と考える外国企業の直接投資が増大する。大幅かつ長期間にわたるアメリカの貿易収支の赤字は日本・西独・アジアNIESの好景気をもたらし、それは確かに世界的な経済戦略でいえば「自由主義経済体制の成功」のように見えた。このことが、一九八八年四月七日以降のソ連軍の撤退でみせたアフガンでのソ連の失敗と自信の喪失と共に、八九年のルーマニアのチャウシェスク政権の崩壊を契機とする東側諸国に「市場経済システム」への有効性への新たな信仰を生みだしている。九〇年一〇月三日の東西ドイツの統一はその象徴的な姿である。

レーガン政権の八年に及ぶ「アメリカの再建」と「強いアメリカ」をめざした「供給サイド経済学の実験」はハイテクを駆使したSDI構想に代表される対ソ軍事優位政策の効果を除けば、経済学的な意味で、現時点に関する限り、国内的には失敗とはいえないまでも、明白な成功とはいがたいところがある。インフレの終息と失業の解消を別にすれば、むしろ巨額の国防費によるケインズ政策の必要性を再確認し、さらにその国際的な展開の影響力を認識させたというある種の「逆説」をも生んだ。そして、一九九〇年八月二日のイラク軍のクウェート進攻とそれに触発されたといわゆる「強くなつたアメリカ」の九一年一月一六日の「湾岸戦争」への介入は、レーガン政権を引き継いだブッシュ政権の一つの帰結として、さらに大きな「戦後処理」という課題を世界経済に残すことになった。^{③1}

注

- ① リバは共和党のレーガン大統領が、一九八一年十一月一日に米国上院両院合議会で公表した「American New Beginning: A Program for Economic Recovery」である。この内容は、第一に歳出の削減による財政収支の改善（ケインズ経済政策からの離脱）、第二に個人および企業に対する減税による貯蓄投資のインセンティブ（供給サイクルの重視）、第三に政府の諸規制の撤廃（合理的期待形成仮説による市場への信頼）、第四に安定的な金融政策の遂行（マネタリズム）である。
- ② 供給サイクルの経済学の内容について、榎原英資氏の「供給の経済学——マクロ経済学の変貌と新しい方向——」（『翻訳現代経済』Autumn 1981）に詳しく述べるが、国内の出版物としては、小椋正立著『サプライ・サイクル経済学』東洋経済新報社、昭和五六年、斎藤輝一郎著『サプライ・サイクル・マクロ・シナジー』日本経済新聞社、昭和五六年、小林進・加藤雅彌著『サプライ・サイクルがみた日本経済』などがある。
- ③ 「需給サイクル」と「供給サイクル」の峻別は、斎藤著 前掲書を詳しく述べるが、拙著『現代経済政策論』（増補11版）成文堂昭和六二年 第五章を参照されたい。
- ④ Friedman, Milton, "The Role of Monetary Policy", *American Economic Review* 58, March 1968; Phelps, E. S. Phelps Curve, "Expectations of Inflation and Optimal Unemployment Over Time". *Economica* (N.S.) 34, August 1967; Phelps, E. S. "Money Wage Dynamics and Labor Market Equilibrium", in E. S. Phelps, ed., *Microeconomic Foundations of Employment and Inflation Theory*. New York, Norton, 1970. これとの関連性については、同三十四回『ヘーネルの疑惑』東京新聞出版社、昭和五四年に詳しく述べる。
- ⑤ 通貨チャームの理論分析を次の論議文等にまとめよう。Barro, Robert, "Rational Expectations and the Role of Monetary Policy", *Journal of Monetary Economics*, Jan. 1976; Lucas, Robert, "Econometric Policy Evaluation: A Critique", in K. Brunner and A. H. Meltzer (eds), *The Phillips Curve and Labor Markets*, vol. 1 of the Carnegie Rochester Conference Series, 1976; Fischer, Stanley, "Long-term Contracts, Rational Expectations, and the Optimal Money Supply Rule", *Journal of Political Economy*, Feb. 1977; Phelps, E. and John Taylor, "Stabilization Power of Monetary Policy under Rational Expectations", *Journal of Political Economy*, Feb. 1977; John, Frye and Robert Gorden, "Government Intervention in the Inflation Process: The Econometrics of 'Self-Inflicted Wounds'", *American Economic*

Review, May. 1981; Michael, Bruno and Jeffery Sachs, "Supply Versus Demand Approaches to the Problem of Stagflation", *Working Paper*, No. 382, National Bureau of Economic Research, Aug. 1979; Feldstein, Martin, "Fiscal Politics, Inflation and Capital Formation", *Working Paper*, No. 275. National Bureau of Economic Research, Aug. 1978. ハーバードの論文の解説が、榎原邦 海賊論文ノ叢書。

⑥ ネーガン政権の経済政策についての、歴史的背景、思想的基盤、理論的分析、政策的特徴等については、拙著 前掲書において論じてあるので参考にされた。まだこの著書の元になった諸論文については、國士館大学政経学会編『政経論叢』通巻第三九号、同四一号、同四三号、同四八号、同五一号、同五三号、同五四号、同六一・六二号合併号の八論文がある。

⑦ ハードで使用した経済データはすぐれ、*Economic Report of the President*, 1981. によるものである。

⑧ 拙著 前掲書 一一〇六～一一〇八ページ参照。

⑨ 一九八一年一月にネーガンが大統領に就任したとして、実際に第一期目のネーガン政権による財政政策が本格的に実施に移されたのは八二年度(八一年一〇月から八一年九月)であるから、就任時期と財政年度にそれが生じるにになる。ハードは他の政権においても同様である。なお、政府予算の編成過程におけるネーガン政権下での連邦・州・その他の地方政府との関係については、小池治著『アメリカの政策過程と政府間関係』第一法規出版一九九〇年、一〇三～一一四ページに詳しう。

⑩ 日本銀行調査統計局編『調査月報』昭和六三年一〇月一一～五二～ページおよび上林編、前掲書、一九一～二二二～二二三ページ参照。

また、大蔵省大臣官房調査企画課編『調査月報』第七六卷第一一一号 昭和六一年一一月参照。

⑪ ハードの内容の概略については、拙著 前掲書 一一一～一一三～ページを参照。

⑫ ハードの「財務省案」の概略は次の通りである。なお、ハードの「財務省案」の第一巻は、塩崎潤訳『公平・簡素および経済成長のための税制改革』今日社 昭和六〇年が出版されている。

	財務省案			
△所得税税率構造	15, 25, 35%の 3段階			
個人基本控除 (本人, 配偶者) (扶養)	2,000 ドル 2,000 ドル			
課税最低限 (独身者) (共同申告) (世帯主)	2,800 ドル 3,800 ドル 3,500 ドル			
住宅ローン控除	主たる住居のみ可能			
他の利子支払い控除	投資超過分 5,000 ドル可能	可		
地方税の項目所得控除	不	可		
共稼ぎ所得控除	不	可	所得控除	
子女世話費	所得控除	税額控除	調整	
勤労所得税額控除	(インフレ調整)	税課 不課	可	税
失業補償	33%			
接待費の所得控除	部分的調整 (支払配当控除: 50%)			
団体生命保険	経済償却 (インフレ調整)			
△資本および事業所得				
法人税構造				
配当軽課措置				
減価償却				
投資税額控除				
キャピタルゲイン				
貸倒れ引当金				
金融機関等の特例措置				

(13) ハの「財務省案」が提示されてから、下院でも審議され、また上院で修正され、上下両院の協議をくぬまで、それぞれのセクションで、修正案が提出された。ハの各条を一覧表に示したものが、ハの表である。ハでわかるように、審議過程で検討された項目は、税率構造の一率化、最高税率の大幅引下げ、課税最低限度の引き上げ等である。

米国税制各改革案の比較

I. 個人所得税関係

	現行制度	大統領提案	下院案	上院案	両院協議案
税率	15段階、11~50%(ゼロ税率を含む)	3段階、5, 25, 35% 38%	4段階、15, 25, 35,	2段階、15, 27%	2段階、15, 28%
ゼロ税率適用最高限度(課税最低限度) 度(課税最低限度) 者 独 身 共 同 申 告 夫 婦	2,480 ドル 3,670	(概算控除に切替え) 2,900 ドル 4,000	(概算控除に切替え) 2,950 ドル 4,800	概算控除に切替え 3,000 ドル 5,000	概算控除に切替え 3,000 ドル 5,000

人的控除 (夫婦子 2人の課税最低限)	1,080 ドル (7,990 ドル)	12,000 ドル (12,000 ドル)	実額控除選択者 1,500 (12,800 ドル)	2,000 ドル (13,000 ドル)	2,000 ドル (13,000 ドル)
共稼ぎ控除	夫婦いづれか少ない 所得額の10% (3,000 ドルが限度) を所得 控除	廃止	廃止	廃止	廃止
所得控除 住宅ローン金利 その他非事業上 の利息(消費者 ローン等)	全額控除	主たる住宅について のみ控除 純投資所得プラス 5,000 ドルが限度(消 費者ローン等は課 税)	セカンド・ハウスに ついてまで控除 純投資所得プラス 2万ドルが限度(消 費者ローン等は課 税)	セカンド・ハウスに ついてまで控除 消費者ローンについ ては2,000 ドルが限 度投資目的の借入金 については上記2000 ドルの残りが限度 売上税以外は個別実 額控除できる	セカンド・ハウスに ついてまで控除 消費者ローンは課税 投資目的の借入金につ いては投資所得の額が限度 で控除
州・地方税	度控除できる	所得税は控除できな い、	控除できる	所得税は個別実 額控除できる	所得税は個別実 額控除できるが、売上税のそれは できない、
受取配当	100 ドル(共同申告は 200 ドル) 調整総所得が12,000 ドル(夫婦18,000 ド ル)を超えるは課税	廃止	廃止	廃止	廃止
失業手当	課税	課税	課税	課税	課税
I R A 投 本 配偶者	2,000 ドル 250	2,000 ドル 2,200	2,000 ドル 250	2,000 ドル 250	2,000 ドル(所得の増加に伴つ て漸減、消失)企業年金等不 加入者に限り控除 250 ドル
交際費等	事業と直接関連すれ ば控除	範囲を縮小	原則として80%のみ 控除	原則として80%のみ 控除	原則として80%のみ控除 (賛成などを抑制)
長期キャピタル・ゲ イン	60%非課税	50%非課税(1991年 以後インフレ調整を 選択)	42%非課税(1986年 は50%)	通常の所得として課 税	通常の所得として課税
ミニマム・タックス	20%	対象租税優遇項目を 拡げ、控除額を下げ、 20%	対象租税優遇項目を 拡げ、25%	対象租税優遇項目を 拡げ、20%	控除額を漸減する等の強化を 行ない、21%

既存ヘッチャの課税実態 (概 計)

141

II. 法人・企業課税関係

	現行制度	大統領提案	下院案	上院案	両院協議案
法人税率	基本46%, 軽減15, 18, 30, 40%	基本33%, 軽減15, 18, 25%	基本36%, 軽減15, 25%	基本33%, 軽減15, 25%	基本34%, 軽減15, 25%
投資税額控除	10% (3年償却資産 は6%)	廃止	廃止	廃止	廃止
研究開発費税額控除	対前3年平均増加額 の25%, 85年末まで	現行制度を3年間延長	控除率を20%にして 3年間延長	現行制度を4年間延長	控除率を20%にして3年間延長
減価償却	ACRS 3 5 10 15 18	CCRS 4 5 6 7 10 28年末償却残高にイ ンデクセイション	IDS (ACRSの 縮類) 3~36年の10 分額, 1988年以降, 未償却残額にインデ クセイション	ACRSの一部縮減 3 5 10 15年 固定資産は、居住用 27.5年、非居住用 31.5年の定額法	修正ACRS (縮減) 3 5 7 10 15 20年 固定資産は、居住用27.5年, 業務用31.5年の定額法
支払配当金の損金算入	損金に算入できない	10%を損金算入	10% (1987年から1 %ずつ10年間で段階 的に導入) を損金算入	損金に算入できない	損金に算入できない
受取配当金の益金不算入	85%は益金不算入	90%は益金不算入	80% (10年間で段階 的に70%に引下げ) は益金不算入	80%は益金不算入	80%は益金不算入
貸倒引当金	平均貸倒発生率によ る	廃止	廃止 (5年間で課税 所得に繰り入れ)	廃止 (5年間で課税 所得に繰り入れ)	廃止 (4年間で課税所得に繰 り入れ)
金融機関の債権償却 特別勘定	貸付残高の0.6%相 当額を繰り入れ	廃止	資産5億ドル超の銀 行については廃止	廃止	資産5億ドル超の銀行につ いて廃止 (5年間で課税所得に繰り入 れ)
信用組合の非課税	非課税	資産500万ドル以上 の組合は課税	規定なし	非課税	非課税

石油資産の特別構造 減耗控除	原価法か、所得定率法の選択 一時損金処理できる	原則として所得定率 法は5年間で廃止 一時損金処理できる	原則として所得定率 法は3年間で廃止 国内は3/4のみ 一時損金処理、国外は定期 額償却か、減耗控除のペースに算入	原価法か、所得定率法の選択 国内は一時損金処理できる。 国外は定期額償却か、減耗控除のペースに算入	修正された原価法か、所得定率 法の選択 国内は一時損金処理できる。 ただし、大手綜合石油会社の 費用の30%は5年間で償却。 国外は定期法が減耗控除のペースに算入
長期キャピタル・ゲイジンの分離選択課税率	28%	28%	36%	28%	34%までの通常の税率
ミニマム・タックス	アド・オン課税で15%	個人課税と同じ方式で20%	個人課税と同じ方式で25%	個人課税と同じ方式で20%	個人課税と同じ方式(控除額は漸減)で20%

(14) ハの個人所得税率が11区分から整列統合されたハルビッド、渾一税率の税率を連想させるのである。ハのハルビッド、一九八一年の個人所得税率は未遵守していった累進課税の原則を放棄するようなる見える。しかし、実際には、キャピタル・ゲイジンに対する優遇措置の廢止などのタックス・ヘッジによる圧縮が行われてこらぬために、なおかなりの累進性が維持されてくるものとみられる。

(15) ハの新税制の邦訳資料は、日本銀行調査統計局編『調査月報』昭和六一年一〇月号、および上林裕著『日米の内外不均衡問題と経済構造』(日本銀行調査月報収録論文集) 日本信用調査株式会社出版部に掲載されている。また、ハねじ校する検証は、青木寅男著「アメリカ税制改革の意味」(日本経済社編『経済』) 一九八六年一一月、三八二四号) に詳しく述べる。

(16) ハの項全体における検証は、日本銀行調査統計局編『米国

個人所得税の所得階層別減税率(議会試算)

(1988年のケース)

所 得	万ドル未満	%
1	1	65.7
~	2 3 4 5	22.3 9.8 7.7 9.1 1.7 1.0 2.4 2.3
万ドル以上	7.5 10 20	6.1
1 2 3 4 5	7.5	△ △ △ △ △ △ △ △ △
10 20	~	△
	計	

出所：日本銀行編、前掲書、74ページ。

の貿易不均衡について」（『調査月報』昭和六一年八月号）一〇二三ページを引用・参考にさせていただいた。貴重な分析的データである。

⑯ この時のアメリカドルの修正値と他の国のレート変更は次の通りであった。

〈プラザ合意以降の対各国通貨米ドル騰落（△）率〉
(八五年九月二一日→八六年七月末時点)

(%)

N I C s		C		E		日本	
		韓国	台湾	香港	カナダ	中南米	
△ 三・六	△ 二・八	△ 一・六	△ 一・三	△ 〇・八	△ 一・一	〇・五	メキシコ
△ 二・六	△ 一・八	△ 一・六	△ 一・一	△ 〇・八	△ 一・一	七・五	ブラジル
△ 一・九	△ 一・四	△ 一・三	△ 一・一	△ 〇・九	〇・五	七・九	

⑰ 石川博友著『日米摩擦の政治経済学』ダイヤモンド社、一九八五年二〇五～二一〇ページ参照。なお、日米経済構造の分析及び予測については次のものがある。NIRA『日米貿易・産業構造の変動過程に関する実証研究』総合研究開発機構、一九八九年。通商産業省通商政策局編『拡大する我が国輸入と对外不均衡の改善』世界経済情報サービス一九九〇年。経済企画庁編『さらなる構造調整を目指して』大蔵省印刷局一九九〇年。経済審議会構造調整部会計量委員会編『経済構造調整の計量分析』大蔵省印刷局一九九〇年。経済企画庁調整局編『OECDの見た日本経済』大蔵省印刷局一九九〇年などがある。通商産業調査会編『日米構造問題協議最終報告』一九九〇年。

⑲ 石川著 前掲書 二〇七～二一〇ページ。

⑳ 大蔵省大臣官房調査企画課編『調査月報』第七七卷九月号 一七～四〇ページ。

㉑ 篠原総一監修『アメリカ経済白書』日本評論社一九九〇年 三五四ページ。

㉒ 経済企画庁編『世界経済白書』（本編）平成二年版 一二三～一二六ページ。

㉓ 矢野恒太郎記念会編『世界国勢図会』（一九九〇～九一年版）国勢社一九八九年 四四〇ページ。

㉔ 経済企画庁編 前掲書 三五八～三六〇ページ。

㉕ 矢野編 前掲書 三八七ページ。

㉖ 矢野編 同書 三七三ページ。

(27) 矢野編 同書 三七〇～三七一ページ。

(28) 経済企画庁編 四七八～四七九ページ。

(29) Friedman, Benjamin M., *Day of Reckoning; the consequences of American economy policy*, Random House, New York, 1988. 彼はいのちで次のようこのぐじご。すなわち、「一九八一年一月に」、ロナルド・レーガンは、アメリカの大統領としてはじめての議会への予算教書で、『課税して支出する戦略』を今まで採りておたらと彼が考える人びとに向つて、『彼らは、総決算の日 a day of reckoning を迎えることなしに、現在の道を歩みつけけることができる、とでも思つていてのうだらうが』と問い合わせた。皮肉なことに、一九八一年では正解は『イエス』であつたかもしないが、七年後では明らかに『ノー』である。大統領は、かつての財政政策を嘲笑して、『課税して支出する』政策とレッテルを貼つたが、実際にはそれは今日の規準でいえば、ほぼ均衡した予算であった。さらに重要なことは、戦時期を除いて、成長するアメリカは対所得との比率では、連邦債務残高をつねに減少させてきた点である。レーガンの新政策は、見合うべき支出削減なくして大幅の増税を行ない、記録的な赤字と所得よりも増大する債務残高を生み出した。その結果、アメリカの国内資本形成は損なわれ、一時的にせよ、アメリカの国際競争力は崩壊寸前となつた。『課税して支出する』政策は、少なくとも経済を基本的に発散的な軌道に陥らせる」とはなかつた。『課税せずに支出する』政策は、明らかに不安定なコースである」(11九九ページ)と主張する。

(30) Galbraith, James K., *Balancing Acts: Technology, Finance and the American Future*. 1989. Basic Books, New York. この中で彼は次のように論じてゐる。すなわち、「一九八一年以降、アメリカ合衆国が享受してきた順調な経済成長と物価の安定は、周知のように毎年11000億ドルにも達する連邦政府の財政赤字と、ほぼ同額の貿易赤字と引換えに手に入れたものだつた。これは、わが国の金融上の地位を根本的に変えさせた。したがつて、その二つがとうてい容認できることは明らかだ。問題は、いつ、どうするか、である。その答えは一つの選択を強いると私は考える。一つは、合衆国にとっての産業の方に向づけの選択。もう一つは、適度に安定した物価構造や通貨を保証する政策としての、通貨引締めや周期的な景気後退に代わる制度の選択である。さらに、こうした選択を行なう決定は素早くなければならないが、実施はあくまでも慎重にすべきだ。」(序章)と主張する。

(31) レーガン政権を引き継いだブッシュ政権は、「湾岸危機」から「湾岸戦争」へのエスカレートの中、一九九一年二月四日、一九九二年会計年度（九一年一〇月～九二年九月まで）の予算案を盛り込んだ予算教書を議会に送付した。その歳出の総額は

一兆四四五九億ドルで九一年度の会計年度における実績見込みに比較して二・六%増に抑え、物価上昇率（GNPデフレータで三・九%）を差し引いた実質伸び率はマイナスという超緊縮型を続いている。しかし、財政赤字の方は九一会計年度実績見込みで三一八一億ドル、九二会計年度に二八〇九億ドルと史上最悪であったレーガン政権時の八六年会計年度の二二一二億ドルを大きく更新し、危機的状況に陥っている。一方、湾岸戦争で注目されている国防費はマイナス一・二%となり、東西の緊張緩和に伴う国防費削減路線を維持している。この予算案は、増税なくしては国家運営が不可能であること、国際的には貿易黒字国への不足資金の援助要請の増大を前提としてしか成立しえないことを示している。さらに、これに加えて、景気の大幅後退は、金融引締政策の変更、すなわちインフレの拡大が不可避であることを物語っている。それはアメリカにおける経済政策論争の当初かかげられた文字通りの意味での「サプライ・サイド・ストーリーの完結」を意味するかのようでもある。

（一九九一年二月六日）